

「知行」をも用ゆ

〔三〕

神役（しんやく） ヤナ衆神人として神事社用に奉仕

すべき義務「神役之者」などと云ふことあり（神人

役・社家役と同じ）

〔兵〕

神領（しんりやう） 神社の所領、即ち財源なり「社

領」と同じ、三上・兵主兩社は野洲川を神領として

其漁利を財源の一部に充當せり

神獵之築（しんれふのやな） 神前に供進する魚類を

捕へるためのヤナ、即ち野洲川尻吉川村地先の神供

漁場なり

〔兵〕

ス

洲（す） 河底に土砂の積りて浅くなれる所、ヤナを

設備する場合に之を利用す

簀（す） 漁具としてのヤナの部分品、丸竹・割竹を

編みたるものなり、水流を堰くもの・魚類を導くも

の・魚類を捕へるもの等あり

すのなき所 カタヤナの場合、正式に簀の設け非ざる

所を云ふ「すのなき所には石をならへて」などとあ

り

〔三〕

タ

退轉・怠轉（たいてん）

三上關係にてはヤナ漁權の

消滅すること・兵主關係にては漁魚神祇の行はされ

るに至ること

ツ

つぼ 河底の凹み「つぼぶかく」などと云ふ、つぼ深

きはヤナを設備するに適せざる所なり（洲・瀬の反対

なり）

〔三〕

ト

都同（とどう） 徒黨の意、同盟團結すること

〔三〕

年寄之社家（としよりのしやけ） 兵主關係の所謂

「下社家」のうち長老七人を云ふ、更に一老二老の

席次あり

〔兵〕

ナ

仲間（なかま） 組合員と云ふ意、組合そのものを意

味することもあり、築仲間・獵仲間・株仲間・社家
仲間などあり（單に仲間と云ふは幕府の認可なきも
のなり）

〔兵〕

仲間入（なかまいり） 組合に加入すること、全組合

員の承認を要し披露のため酒肴を差出すべきものと

す（相續・養子の場合など）

〔兵〕

ニ

にげた（荷桁） 漁具としてのヤナの部分品、簀を支

へるための横木なり（兵主關係のミヅチに同じ）

〔三〕

のぞく（除く） ヤナ衆より除名すること、或はハツ

スとも云ふ

〔三〕

上畷（のぼりあめのうを） 下流域より溯行し來る

畷、之をノポリヤナにて捕へる

〔三〕

のぼりかた・のぼりかしら 魚類の溯行し來る鼻先キ

と云ふが如き意、即ちノポリヤナを設備するに適せ

る場所

〔三〕

上築（のぼりやな） 下流域より溯行し來る魚類を捕

へるためのヤナ、ノポリウヲヤナとも稱す

〔三〕

ハ

はづす（外す） ヤナ衆より除外すること、ハツス及

びノソクは組合員同志の制裁と見るべく「破却」な

どとは異なる

〔三〕

破却（はきやく） ヤナ漁權を奪ふこと、破却セラル

ベシなどと云ふ、領主としての神社よりヤナ衆に對

して云ふなり（「召放つ」と同じ）

〔三〕

春夏秋之築（はるなつあきのやな） ヤナ漁期は春秋

二季を主なるものとす、夏ヤナといふは單獨に見當

らず、故に「春夏秋之築」といふは「全漁期ヲ通ジ

テ」との意に解すべし

〔三〕

春築（はるやな） 春に設備するヤナ

ヒ

兵主代官（ひやうすだいくわん） 兵主關係の神人を

監督する者、代官役と稱する場合もあり、蓋し神主

に代るところの支配人・會計係なり、一人にして家筋も一定す(須原村の東氏) [異]

ひろく・ひろげる(弘く・擴ぐ) 簀を仕掛けること、即ちヤナの設備・使用を意味するなり [異]

觸流役(ふれながしやく) 兵主關係のヤナ兼中、主としてヤナ漁操作に關し傳令の役に當る者 [異]

保釘(ほうてう) 定置漁具の一種にして四ツ手網の如きもの、其設備には三上神社の認可を要す [三]

本座社家(ほんざしやく) 兵主關係の所謂「下社家」のうち上席のものを云ふ、たゞし數に於ては必ずしも少からず [異]

本番(ほんばん) 正組合員の役と云ふ意の如し(マタゲの項参照) [異]

まうと(もろと・諸頭カ) 文書にはマウトの如くあ

れど宮座の座人にてモロトと稱せらるゝものあれば或は之ならんか [三]

またげ 准組合員と云ふ意の如し、缺員あらば「本番」へ出づ [異]

又築(またやな) 別個のヤナが二重に設備せられたる状態を云ふ、往々にして紛争の因となる [三]

召放(めしはなつ) ヤナ漁權を奪ふこと、召放タルベシなどと云ふ(「破却」と同じ) [三]

みぶち 漁具としてのヤナの部分品、三上關係に於けるニゲタに當るもの [異]

築(やな) 一種の定置漁具にして簀・杭・桁の三部
分より成る、故に簀をヒロゲル・杭をキル・杭をウツ
と云ふは築をカケルと同じく設備するの意なり、ヤ
ナは設備する季節により春ヤナ・秋ヤナの區別あり

設備する方法によりカタヤナあり、設備せられたる

状態によりマタヤナあり、その目的により供祭築・

神獵之築などある也、單にヤナと稱するのみにて漁

場を意味する場合あり「築と申魚獵場」の如し、又

ヤナが抽象的にヤナ漁權を意味する場合あり、人名

に附せられたるもの之なり、源次築・新右衛門築の

如し、かくの如き場合は「ヤナ株」の意なること勿

論なり

築運上(やなうんじやう) ヤナ漁場に課せられる

税、米二石(或は二石六升)と稱せらる、築役・築年

貢などと同じ [兵]

築置目(やなおきめ) ヤナを設備するに就ての規

約、築川面置目なども云ふ [三]

築頭(やながしら) ヤナ業を統制する者、兵主神主

井口氏を指す、獵師頭・築獵惣司とも云ふ [兵]

築株(やなかぶ) ヤナ漁組合員たる資格・權利を意

味す、築株之者とは其所持人の意、築株所持之者と

も云ふ、集りて築株仲間を構成す [異]

築株人(やなかぶにん) 單に株人と云ふに同じ、ヤ

ナ株を所持する者 [異]

築小物成(やなこものなり) ヤナによる漁獲物に課

せられる税、「運上」「小物成」を混用せり、要する

にヤナ税なり、兵主神主より大津代官所へ直納すべ

きもの [異]

築指人(やなさしにん) ヤナを指す人、即ちヤナ漁

業者の個別的呼稱、集りてヤナ業を構成す(兵主關

係のヤナ株人の如し) [三]

築作法(やなさはふ) ヤナを設備するに就ての規

約(三上關係の築置目の如し) [兵]

築社家役(やなしやく) 神事關係を重んじたる

場合に於けるヤナ株所持者の義務、神役・神人役と

もといふ [異]

築業(やなしゆう) ヤナ漁業者の集團的呼稱、三上

關係に於ける三村衆・東林寺衆などの「衆」もヤナ

衆の意なり、たゞし兵主關係に於ては寧ろ個別的呼稱に似たり、兵主關係にてはヤナ仲間・ヤナ株仲間を集團的呼稱として慣用す

築業神人(やなしゆうしんじん) 神事關係を重んじたる場合に於けるヤナ株所持の者を云ふ、ヤナ衆と神人とは異名同體にして不可離的なり [兵]

築洲(やなす) 實際にヤナを設備するに適せる場所にして一定せるものに非ず(三上關係に於ける築洲の如し) [兵]

築徳用(やなとくよう) ヤナ漁による収益を云ふ[兵] 築徳用割合銀(やなとくようわりあひぎん) ヤナ漁の収益を分配する場合の得分、例へば丑年春築徳用割合銀・畧して春築割合銀など云ふ [兵]

築所(やなどころ) ヤナを常設する區域にして古來一定せり、專屬のヤナ衆を有するものなり、この區域内に築洲を求む(兵主關係に於けるヤナ場の如し)[三]

築仲間(やななかま) ヤナ株を所持する者の組合、

ヤナ株仲間と同じ、二十株前後を以て一仲間を構成せり [兵]

築仲間仕法(やななかましはふ) ヤナ仲間内の慣行的規約にして或は社法・村法・式法・作法などとも稱せらる [兵]

築入用(やなにいよう) ヤナを設備するに要する總費用、獵場入用銀とも云ふ [兵]

築主(やなぬし) ヤナ株を所持する者、株主とも云ふ、たゞしヤナ頭とは異なる [兵]

築年貢(やなねんぐ) ヤナ漁場に課せられる税、兵主神主より代官所に納む [兵]

築洲(やなのせ) ヤナを設備するに適せる場所、時により一定せず(ヤナドコロ参照) [三]

築場(やなば) 兵主神社のヤナを設備する區域、此區域内にヤナ洲を求む(三上關係のヤナドコロの如し) [兵]

「築場持主」・「築場運上」などの語あり [兵]

築番(やなばん) ヤナ場使用の順番、ヤナ仲間が組

に分れて順番に使用するなり、漁場の番人と云ふ意に非ず [兵]

築守(やなもり) 設備せられたるヤナを見張る番人にして適時號令することあり、兵主關係に於けるフレナガシヤクの如し、夜間の見張は特に「夜番」と稱す [三]

築持名所(やなもちなどころ) ヤナ株所持の名儀、例へば源次築・庄左衛門株などと云ふが如し [兵]

築役(やなやく) ヤナ税なり、ヤナ運上・ヤナ小物成・ヤナ年貢などと同じ [兵]

築獵惣司(やなれふそうし) 單に惣司とも稱す、ヤナ頭・獵師頭と同じ即ち兵主神社の神主なり [兵]

築獵之所務銀(やなれふのしよむぎん) 所務銀は税の意もあれど茲ではヤナ漁業を營む上に要する全負擔なり、ヤナ入用銀より更に廣義ならん [兵]

築獵場(やなれふば) ヤナを設備して魚類を捕へる場所、ヤナ漁場・ヤナ魚漁場などと同じ [兵]

考證篇

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

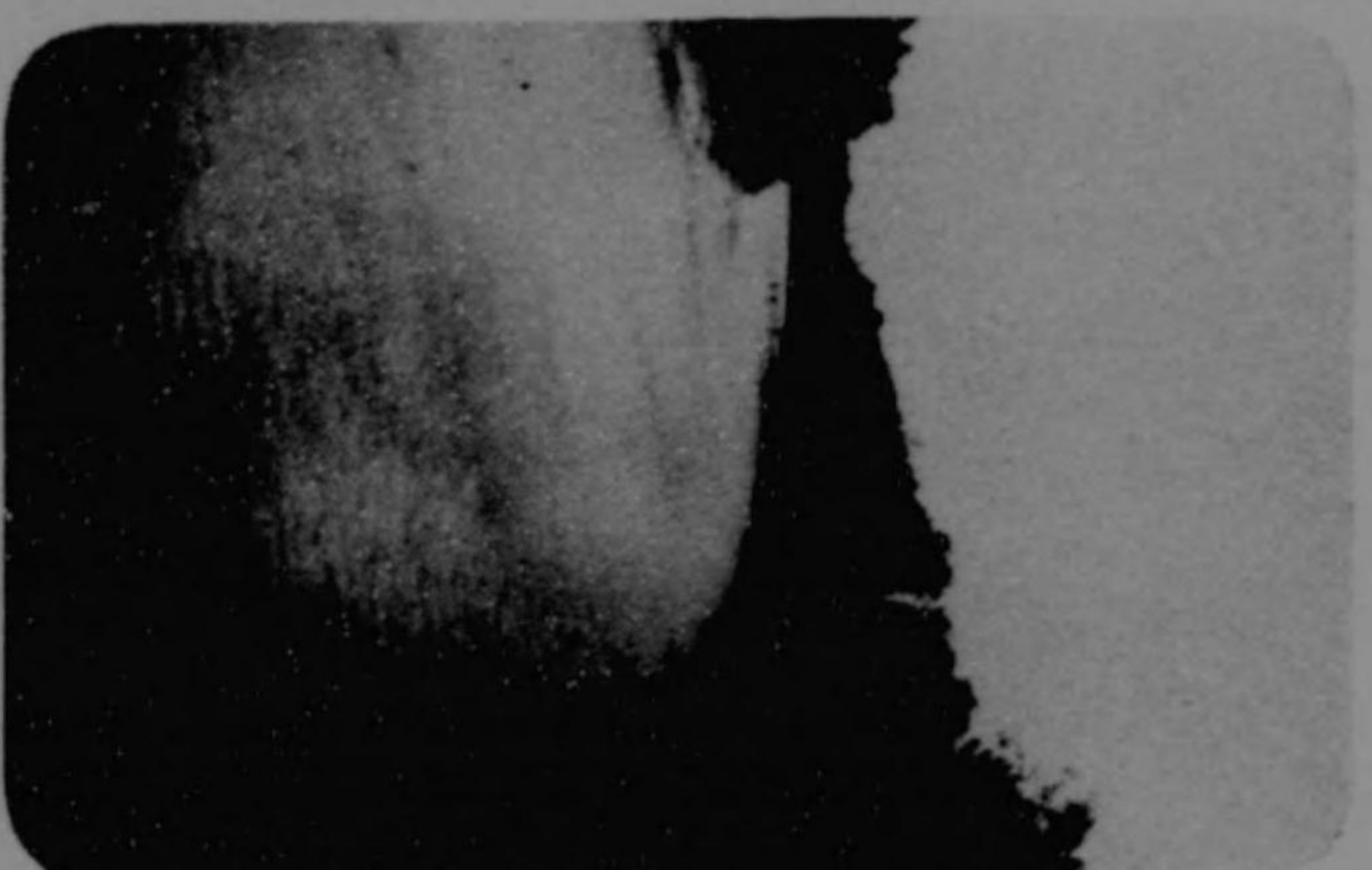
目次

三上神社の供祭築 一三
三上供祭築を繞る一紛争 一七
兵主神社神主と築洲開墾事業 一八
神供漁場の「株」を繞る紛争の一例 一九
文化文政に互る神供漁場出入一件 二〇
兵主神社築業神人の組織 二四

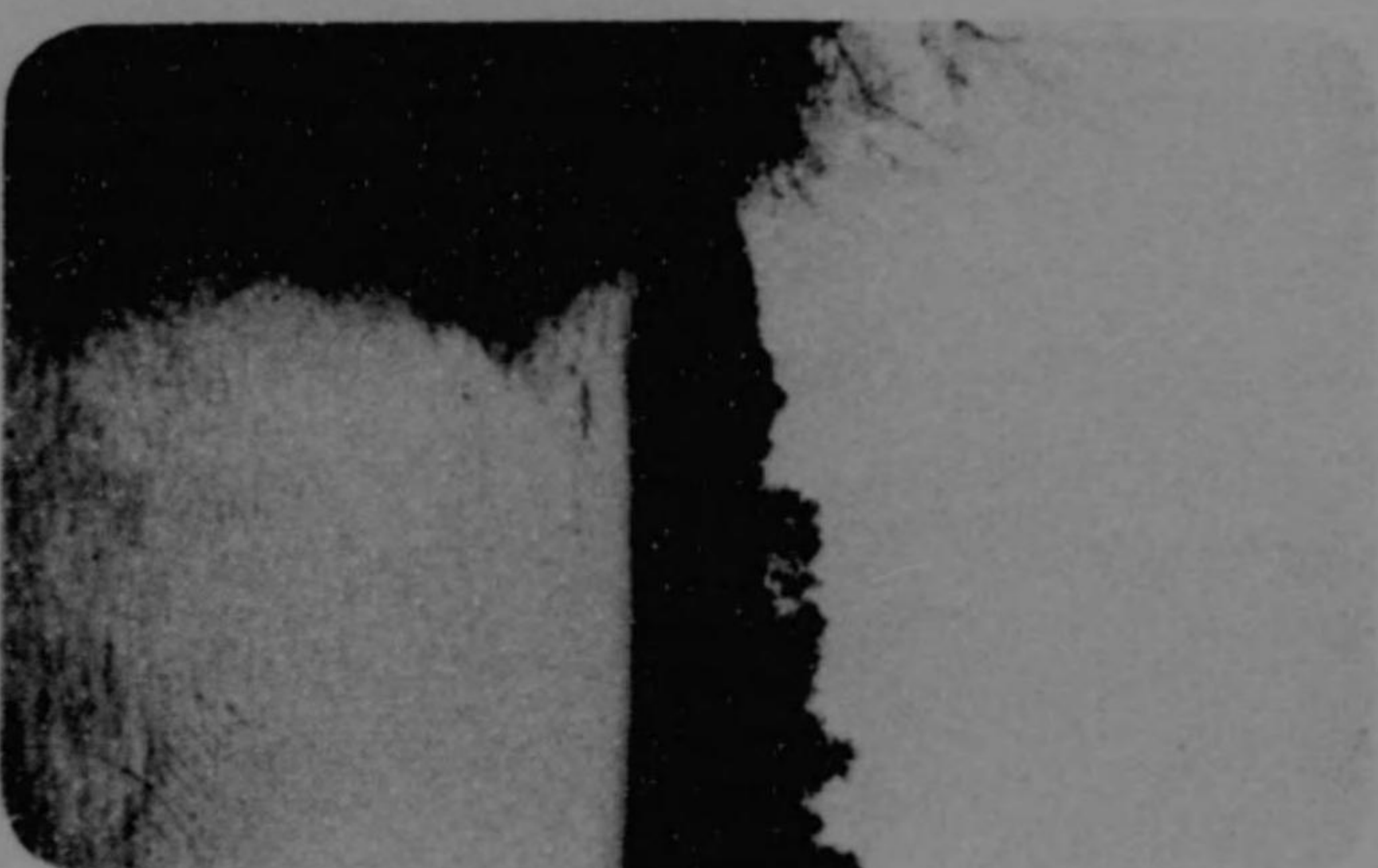
第一二圖



路道ノ上防塙



近附保久乙



近附江比

三上神社の供祭築

一

御上神社(註)は滋賀縣野洲郡三上村に鎮座し、現在、官幣中社に列せらるゝところである。

傳説によれば、孝靈天皇六年六月十八日の創祀とも元正天皇養老元年三月十五日の創建ともいふ。蓋し鎮座の古き事・社地の移動せる事は之を否定し得ないところであらう。

平城天皇の大同元年に神封二戸を寄せられたのを初として朝廷の御崇敬も淺からず、また鎌倉以後は武門より社領の寄せられたことも尠くない。

古來、神領は山千町・川千町・田千町と稱せられたもので山千町とは三上山を、川千町とは野洲川を意味するのであつた。蓋し社殿の修理造營などには主として三上山の柴や松茸を拂ひ下げて要費を辨じ、祭祀神饌などには主として野洲川の漁利を宛てたからであらう。

室町時代には、勿論、近江國守護佐々木氏の配下に在り、その一族永原氏を地頭と仰ぎ、織田信長の進出するまでは社領二百石を有して居つたところ、天正五年頃に永原氏が失脚して後は僅に二十五石餘を寄せられるにすぎない有様となつた。

かくして野洲川の漁利も織田氏侵入の頃から退轉し三上山は豊臣秀次から年貢米七石を賦課せらるるなど經濟

的に打撃を受けたことが多かつたやうである。

さて寛文五年の「三上社由來」なる古記録には

一九月九日ニハ大明神へ備ニ鮎魚、此魚野洲川ニテ取ル也、此ノ魚ヲ取備ニ明神ニ故、上横田ヨリ下吉川迄他所ヨリ之制ニ禁築之獵、三上神館并社家計リ築打也、三上明神氏子、此故、九月九日迄不食、鮎、と見え、寶永七年の「三上神社録」には

九月九日 奉ニ箕清酒江鮎上古吉川貢之、禁ニ他郷人取之、今亡矣、野洲川ヨリ供之ともあり昔日の面影を傳へてゐる。

また享保頃のものとして推定せらるゝ「御上神館勸方覺」には

一九月節旬の日は神主早天にかゝり湯いたし社參して、あめのうをと重箱にくる米少し、又あま酒重箱に入、神前に備へ祓祈禱いたす(後略)

とあり、文政二年の「宮仕勸方作法覺書」にも

一九月九日 明ヶ六ツに明神様へ奉る御供は、あめの魚にいものはをのせて奉、あま酒壹重、くる米壹重、右通り三品奉るなり(後略)

などに見えるから江戸時代を通じて今日に至るまで鮎供進の形式だけは残存されてゐたわけである。

なほアメノウヲには、鮎・鯨・江鮎などの字をも宛てるが、鮎を宛てた例が多い。これは關東地方でヤマメと稱せられる淡水魚であつて動物學ではマス科に屬せしめられ、大なるものは一尺に達し背部は暗蒼色で黒斑と小

朱點があり姿體は頗る輕快である。古來、その美味なるを以て名高く殊に秋が最も賞美せられる時節である。

(註) 御上神社 寶永七年の三上神社録なるものには「三上字、上古作ニ御上中古作ニ神ニ然往々有ニ奇怪也、其後改ニ三上ニ而更無事」とあり、古文書にも殆んど「三上」となつてゐるが現今は「御上」である。

二

イ 築の機能

定置漁具としての築(ヤナ)は各地方に於て夫々異つた發達を遂げ構造は必ずしも同じでないが、その機能は殆んど同じである。それといふのも原理が同じであるからである。即ち水流の力と魚の習性を利用するのであつてヤナは河底の餘りに深からず従つて水流の強い箇處に設備せられるのが普通である。また魚の習性といふのは清流を好み上流に於て産卵し進むを知つて退くを知らず障礙物あれば跳躍することなどを云ふのである。このやうなわけでヤナの目的とするものはアユ・マス・ヤマメ(鮎アメノウヲ)などが主であるけれど、その他の雜魚も捕へられることが勿論あるのである。

かくの如く原理が同じであるから機能も同じであるけれど構造は必ずしも同じではなく野洲川のヤナだけでも上流と下流とでは相違する點がある。即ち下流では河幅・水量に應じて規模が大きいけれど上流では小さい。

「琵琶湖水産増殖事業成績報告」(第一卷一六七頁)はヤナを「装置上ヨリ分テハ

(一)單ニ河川ヲ横斷シテ湖上スル魚ヲ堰キ止ムルモノ

(二)同様河川ヲ堰キ陥穿部ヲ設ケテ捕魚ニ便シタルモノ

(三)魚ノ習性ヲ利用シ自働的ニ陷奔部ニ入ラシムルモノ
ノ三ニ區分スルコトヲ得」と説明してゐるが、野洲川では下流のものが(一)に當り上流のものが(三)に當るのである。

ヤナは主に捕へんとする魚の種類によつて鮎築(アエヤナ)とか鮒築(アメヤナ)とか呼ばれる場合もあれば、主に捕へんとする魚の進向によつて上築(ノボリヤナ)とか下築(クダリヤナ)とか呼ばれる場合もある。なほ上ヤナは下流ほど價值があり下ヤナは上流ほど價值があることは申すまでもないのであつて、永祿年間には二組のヤナ業者が上ヤナを下流へ設備せんとして相争つた事實もある位である。(本章に詳論す)

定置漁具としてのヤナは簀・杭・桁の三部分品から成立つてゐるのが原則である。

杭と桁とは縦と横に組み合されて簀を支へるために準備せられ、簀は竹をスダレの如く編んだもので水量や魚の種類により割竹を用ひ或は丸竹を用ふ。竹は主として篠竹である。この簀は縦に入れられて横の桁に支へられ桁は更に縦の杭の支へるところとなるわけである。

上流に於ける下ヤナは魚類の流下を妨げて跳躍せしむるものであるから、更に別の簀を下手に設備して魚類を受取るのである。

下流に於ける上ヤナは溯上する魚類の退路を先づ絶ち次に進路をも絶つものであるから、二段三段に設備せられる場合がある。進退いづれも不可能となつた魚類は投網やサデとかアンコアミとか稱する小網で捕へられるのである。

魚類は降雨などによつて水量の俄に激増し水流の最も強力となつた頃、群集して移動しようとするから、ヤナ漁業者は適當な時機を見計つてヤナを設備するもので、定置漁具の一種ではあるけれど魃(ヘリ)のやうに長時日にわたる常設装置ではなく極めて敏速に作業しなければならないのである。

野洲川の人文地理的説明

琵琶湖の水は瀬田川を出口として南流するのが原則で之に對し野洲川は殆んど瀬田川と方向的に平行して北流してゐる。その湖に注ぐところ、廣大な三角洲を作り現在も盛に土砂を上流から運んでゐる。流域には稀に古生層地帯があるけれど多くは沖積層である。水源は鈴鹿山脈にあつて全流域の三分二は山間地帯に屬してゐる。

〔校定〕近江輿地志略〔原著——享保十九年刊・寒川辰清著〕は野洲川を説明して

「源二、一は横田川也。一は山上川也。泉村の南に至りて二流合して一となる、これ野洲川也。此川幅一町乃至二町許の處もあり、辻村の邊にては川幅二百間許もあり、菩提寺村の邊にて川幅四五町許あり。

小石交りの川にて水早し。常は川十分には水なく川原となりて其間に幾瀬もあり。常に水ある處、北は深く岸急に南は淺く岸滑なり」云云

とあり。よく大要を盡したものと云へる。

現在では河床だけで幅十町を越す箇處はない。蓋し舊河床は既に田となり畠となり藪となり林となつたからであらう。

試みに「菩提寺村の邊」といふところを見ると、舊河床を加へて約十町、現在の河床は矢張り四五町で、しか

も水流の幅は二町足らずである。水流、即ち瀬は二となり一となり或は三となり出水の後には全く舊態を止めない場合が尠くないのである。

この瀬の變化はヤナを設備するに當つて重大な關係を有するものであり、紛争の因となつたことは關係古文書の物語るところである。尤も瀬の變化は下流に於て尠く殆んど一定してゐる。下流のヤナが大規模なのは斯の如きことにも關係してゐるのであらう。

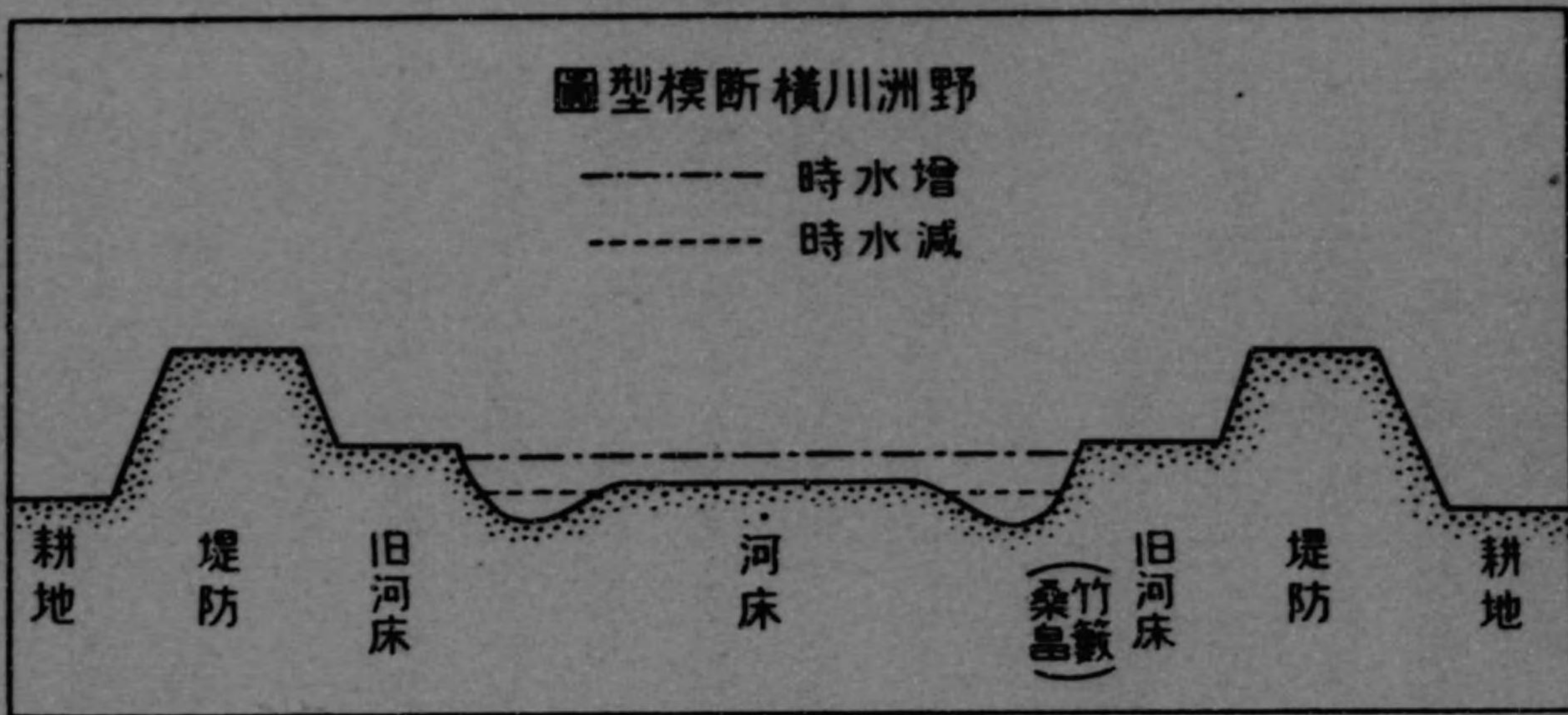
野洲川の提防も勿論、下流ほど高く其の上には一間幅の道路さへ通じて居る。提防の外側にある耕地は内側の河床と殆んど水準を等しくしてゐるから極めて濕潤、あたかも沼澤の如き箇處が目につく。しかも内側の舊河床には竹藪や桑畠などがあり、却つて乾燥せるやの觀がある。

野洲川の灌漑用水としての價値は恐らく漁場としての價値を遙に凌駕するものであらうと思はれる。何んとなれば全地域的に耕作地が多數であるからである。この點を昭和九年度の「滋賀縣統計書」によつて一考しよう。この統計書では漁撈を本業とするものと副業とするものとの對比、及び之と農耕に於ける專業數・兼業數との對比が興味深く見られるであらう。(昭和八年四月現在)

上の統計により漁撈を本業とせるものは副業とせるものに比して少數、しかも農耕を專業とせるものは兼業とせるものに比して多數

地名	兼業數	漁本業	漁副業	農專業	農兼業
河西村	—	—	—	三〇	一〇
速野村	—	—	—	三〇	一〇
中州村	—	—	—	二一五	三〇
兵主村	—	—	—	一八三	二一
北里村	—	—	—	二一八	二一
祇王村	—	—	—	三七	一〇
野洲町	〇	〇	〇	九六	一〇
三上村	〇	〇	〇	二六二	五九

第一三圖 野洲川横断模型圖



しかして漁業者は農業者に比して著しく少数といふことが判るのである。尤も漁業者の全部がヤナ漁業者ではないから野洲川と関係なきものも混入して居るし、農業者でも全部が野洲川に依存するといふことは出来ないのである。しかし大體に於て野洲川は漁場としての價値を灌漑用水としての價値に譲るものといふ點は、古今を通じて否定することの出来ないところであらう。

なほ野洲川が全體として急流であつて土砂を運ぶため三角洲が益々發達しつつある現状によつて注意を促されるのはヤナを設備すべき箇處が上流か下流かに決定せられ、特に下流へ下流へと伸長して中流區域は全くヤナ漁場としての價値を失つたことである。現に野洲川のヤナは全部下流區域に在つて、古文書に現はるゝ三上神社の供祭ヤナで現今の中流區域に在つたものは殆んど用を爲さぬ有様である。同時に參考すべきは現今山間地帯たる甲賀郡に六箇のヤナがある事實である。即ち同じ野洲川でも上流區域には下ヤナ(クダリヤナ)を設備するの可能性があるを示し野洲郡の場合と事情を異にしてゐるのである。

三上神社の供祭ヤナが、織田信長の進出以來、退轉したのには政治的影響もあるけれど地理的影響によることも亦看過すべきでないと思はれるのである。例へば下流區域の兵主神社の如きは、徳川時代を通じて社領ヤナを支配して居つた。これ一には地理的條件に於てヤナ漁業の可能性があつたからに外ならないと思ふのである。

ハ 供祭築の制度

築所 ヤナを設備すべき場所は大體一定せるもので従つて設備すべき人間とも一定の關係が生ずる。例へば庄前のヤナ所は妙光寺・大中路・小中路の三村ヤナ衆が占むるところであるとか、三宅前のヤナ所は三宅ヤナ衆の

占むるところだが三上神社に無沙汰する時は對岸の川田ヤナ衆に権利を移譲すべしとか云ふ様な關係を生ずるものである。

正和元年二月五日附の史料〔第一號〕によると當時のヤナ所は次の如くであつた。

- 狩上 井ノ口 乙窪 比江 三宅
- 開發 留田 鹿島
- 三上

〔南河〕

〔中流區〕

その他の史料によると川田〔南河〕・野藏〔上流區〕などもヤナ所であつたことが知られるのである。

ヤナを實際設備するに適した箇處をヤナノ瀬と稱し同一のヤナ所でもヤナノ瀬は移動すべきものである。大體ヤナノ瀬は河底が餘り深くなくて凹凸のないことを必要條件とすると云ふことが出来るであらう。

このヤナ所を占有するといふことは、最も根本的な重要性を持つものであるから、其の保證を神社に求め神威に依つて他の押領を防ぎ其の代りに神社へ公用御費を上納供進したのである。

またヤナ所は互に接近してゐては不利益であるから適當の間隔を必要とした。接近せる場合には往々にして紛争を生じたものと思はれるのである。従つてヤナ所の増加は神威に依つて制限せられてゐたから、極端に嚴格な特許制となりヤナ漁業者の側から云へば獨占營業たるの色彩を濃厚にしたのである。勿論、定置漁具としてのヤナは常設せるものではないから交通の便をも考慮に入れなければならず、部落に接近してヤナ所が選定せられるため自から集團的な獨占營業とならざるを得ない點もあつたであらう。

なほヤナ所の價値は既に一言した如く、下流區域ならばノボリヤナとして、上流區域ならばクダリヤナとして決定せらるべきものである。故に野洲川の場合もヤナ所は何れか一方に偏在すべき傾向を示してゐるのである。従つて中流區域に於けるヤナ所の價値が低下せるは自然の情勢であると思ふ。

河西村	一八貫	五四圓
速野村	五・二〇〇	二三・四〇〇
中州村	二・五〇〇	九・五〇〇
兵主村	七二〇	一・八〇〇
北里村	三五〇	一・六八〇

留田	七貫五〇〇文	(御費)
鹿島	(七・五〇〇)	
開發	(七・五〇〇)	
狩上	七・〇〇〇	五喉
井ノ口	六・〇〇〇	
乙窪	一・五〇〇	四〇喉
三宅	一・〇〇〇	
比江	八〇〇	
三上	五〇〇	五喉

収益 ヤナ漁業の収益に就いては、史料に徴すべきものがない様

である。現今に於けるものは「滋賀縣統計書」によつて知ることが出来るから參考までに引用して置くこととする。〔昭和七年度〕

下流の大規模なるヤナでは相當の資本を要するのであるが、従つて収益も多大なることは當然の結果であらう。次の表に於ても、下流區域のヤナ所から上納する公用ほど多額であることは甚だ興味深きところである。

正和元年二月五日附の史料により三上神社のヤナによる收入を表示すると上〔左〕の如くである。

尤も鹿島・開發よりの計十五貫文は純然たるヤナの收入ではなく且つ疑問の點もあるから之を除き、合計二十九貫三百文の價値を一考するに、永祿元年頃の「色々入目日記之事」といふ記録の九月廿三日條に米一斗代七十文・同廿九日條に米六升四十五文などとある

から米三十五石弱に相當するものと云ふことが出来るのである。勿論、この換算の標準は時間的にも頗る不統一であり決して正確なものとは稱し得ないが、いさゝかでも參考するに足るであらうと思はれる。

三上神社が永原氏の配下にあつて二百石餘の社領を有したと稱する時代にしても、三十五石の収入は必ずしも輕視することが出来ないであらう。況んや永原氏失脚後の社領二十五石餘に於てをやである。また更に今日の石三十圓見當を以て換算せるところの金一千圓餘は神社の特別収入として必ずしも少額とは稱することが出来ないのではないかと思ふ。

權利 ヤナによる収益なるものは正確に推知し得られる史料もなくヤナ漁業者中にも專業とするものが少數であつたらうけれど、財源として生活資源として全く價值なきものに非ざる限り相當の權利觀を生すべきは極めて自然の結果であらう。殊に野洲川のヤナ所の地理的條件による相互關係を一考する時、可なり複雑な權利觀の生すべき必然性を認めなければならぬと思ふ。

他方、野洲川畔に鎮座せる三上神社の神威は古代より四隣に輝き、農産物も水産物も林産物も總べて神饌たるべく觀念せられたといふことは怪しむに足りないのである。神領田千町川千町山千町なる傳統的思想は必ずしも功利的に打算的に發生したものでなく寧ろ神祕的に宗教的に構成せられたものと云ふべきで、三上神社に於ける舊九月九日の鯉供進の古式に初魚(初獲)思想が現はれてゐることも、この意味に於て注目の價值があると思はれる。

然しながら神祕的宗教的觀念は絶対に變化しないものとは限らないのである。例へば既得權の支持擁護を願つて社寺に寄屬せることの勢からざるは説明を要しないところである。特に莊園制度的經濟機構の時代には權利義務の觀念が極めて自然に功利的打算的に發達し相互扶助的關係を強化したものであるといふが出来る。そもそも野洲川のヤナ衆が三上大明神の神威を畏みて初魚を供進したことは、勿論、信仰より出發したものであらうけれども、供祭ヤナと稱し公用御費を納めるに至つては反對給付を豫期しなかつたものと斷言することは出来ない。然らば反對給付とは何か、既得營業權の擁護に外ならないのである。神威を假りて他の濫妨を停止せんとするに外ならないのである。

また一方、神社としても神領とあらば之を守護すべき當然の義務を生ずるのである。卓越した精神的權力を動かして之を支持すべき必要を感ずるのである。かくして相互扶助的關係は極めて打算的にも強化せられるのであつた。

永祿年間に起つた三上庄前ヤナの紛争も(文章参照)全く神社とヤナ衆との相互扶助的關係に生じたところの一異變と見ることが出来るのである。要するに此の紛争では神社と舊ヤナ衆たる三村側との利害が相反し、また三村側と新ヤナ衆たる東林寺側との利害が相反せる結果、神社と東林寺衆とは三村衆に對して共同戰線を張り神慮によつて三村衆の權利無効を宣告したものである。即ち神社としては非常手段を以てヤナ漁權委託の變更を斷行した形跡があるのである。これは舊ヤナ衆たる三村側が次第に神威を輕んじ漁業權の獨立を圖り、神社の保護を要せず従つて神社の収益を脅かすに至つたので、神社としては新ヤナ衆たる東林寺村側に委託して新しい即ち有利な相互扶助的關係を結ばんと企てたものであると云ふことが出来るであらう。乃ち三村衆と東林寺衆とは互に上

ヤナ（ノボリヤナ）を下流へ下流へ設備しようとして争つてゐるし、また三村衆が神社の収益権を否定せんとするに對して東林寺衆は之を肯定せんと努めてゐるのである。尤も東林寺村には三上神社社家が多く居住してゐた關係もあり一種の經濟的自衛策であつたとも考へられるが、東林寺ヤナ衆としては神威を假りて新權利を獲得しようとして企てたものと云ふべきである（註）

要するに供祭ヤナの權利は神社に財源を提供する限り神社の保護確認するところのものであつて、本來、神祕的宗教的に觀念せられたものであつたにしても漸く功利的打算的に觀念せられ、經濟的相互扶助的關係が構成せられて後、終には對立抗爭の因を爲すに至るまで可なり興味深き變遷の跡を残してゐると云ふことが出来るのである。

（註）康永二年に於ける京都祇園社の綿座紛争でも、祇園社は五貫文の収入減を恐れ新座を支持し本座を壓迫した實例が見られるのである。

〔祇園執行日記〕

禁制 ヤナ漁業に權利觀を伴へば、自然、各種の禁制を生ずるのも不思議ではないと云はなければならぬであらう。

神社として供祭ヤナに課するところの禁制とは所定の公用御費を無沙汰すべからざることが第一であつて、例へば應永五年閏四月二日附の史料〔第二號〕には

萬一御公用無沙汰事候者雖爲三何時一此築被三召放一可申候とあり、寛正四年七月日附の史料〔第三號〕には

萬一此三宅衆中無沙汰仕、懈怠之儀候者春秋共仁川田之人數仁可被三仰付一候

ともあるのである。即ちヤナ漁權を停止し或は他のヤナ衆に委託するが如き制裁を以て臨んだのであるが、これは神社とヤナ衆との相互扶助的關係上、必要としたところの契約で謂はゞ抽象的な禁制とも稱することが出来るであらう。

次にヤナ漁業自體の間で必要とする禁制——謂はゞ實際的な禁制に就て説明しなければならない。永祿二年一月二十七日附の史料〔第二〇號〕によると、ヤナ衆たるものはヤナの部分品を平等に準備し勞力に於ても相異なく作業し、ヤナの指揮に従ふべく自由にヤナ所へ行くことを禁ぜられてゐた。魚を盗んだものは、ヤナの部分品を盗んだものと同様、ヤナ衆仲間から除名せられた。またヤナを解體するに當つて各部分品を持ち歸へるにも同時に作業すべく勝手に持ち歸へることを禁じた。なほ收穫は抽籤によつて分配せられたが理不盡に取るものは五十文の過料を出すべく、之を出さざれば部分品として提供せる簀・杭を沒收せられたのである。

また三村衆との抗争に勝つたところの東林寺衆の間では、當時の功勞者たるヤナ衆の子孫は一人に限り相續すべく他の者は一切加入を禁じた。但し加入金として百疋を出す者は此限りでなかつたのである。元來、供祭ヤナは特許的獨占的營業組織に據つてゐたからヤナ衆が一般に排他的團結であつて自由營業を禁じたことは怪しむに足りないことと云ふことが出来るのである。

三

野洲川の自然地理的條件と琵琶湖に棲息する一部魚類の習性とは野洲川に於けるヤナ漁業を發達せしめた。

この野洲川に臨んで鎮座せる三上神社は、神威を流域一帯に振ひ住民の信仰を聚め遂に野洲川を神領とした。かくして野洲川に於けるヤナ漁業者は宗教的にも経済的にも、三上明神の神威に依存して廣き意味の相互扶助的關係を生じたのである。

また三上神社としては、供祭ヤナを必要なる財源と見做した爲め一般的にヤナ漁業者の特權を認め、その侵害せられるのを防いだのである。

この關係は、全く莊園制度的經濟機構に基づくものであつて武士階級の政治的經濟的進出——即ち知行制度の確立とは凡そ相反すべきものであつたが、農業に於て逸早く退轉を見た後にも商業・工業・漁業などに於ては猶ほ存續を許されてゐたのである。しかし所謂戰國時代の末期に至れば流石に退轉の一途を辿らざるを得なかつたのである。

三上神社の供祭ヤナも、織田信長の侵入以來、政治關係の變轉と共に退轉したが、加ふるに野洲川の自然地理的變化はヤナ所の價値を漸く下流區域にのみ見出したから殊に中流區域は衰微せざるを得なかつたのである。

古來三上神社が修造費の財源を三上山に有し供祭費の財源を野洲川との關係はより緊密なるものがあつたと考へなければならぬのである。しかも野洲川を神領となすは實に其のヤナ漁業から生ずるところの収益を一部とはいへ三上神社が獲得したからに外ならないのである。

三上供祭築を繞る一紛争

永祿年間に於ける三上供祭ヤナ紛争事件は事件だけとしても考證に價するばかりでなく、供祭ヤナの制度や慣習を研究する場合、貴重なる暗示を與へる點に於て、また大なる興味を有するものである。

この事件の結論は前章に引用したが、茲には稍々詳しく事件の經過を述べて結論の適確なることを實證したいと思ふ。

この事件の經過は永祿元年十月廿一日附の史料〔第一六號〕に於いて略述せられてゐるから、先づ之によつて説明する。

二

勿論この史料は事件の後始末に關するものではあるが、事件そのものゝ内容や經過に就いても一應の理解を容易ならしむるものと云ふことが出来る。即ち

- イ 紛争の對象は 三上庄前河表に於ける上ヤナ設備權なりしこと
- ロ 紛争の當事者は 三村衆（小中路・大中路・妙光寺）と東林寺村衆なりしこと
- ハ 紛争の期間は 弘治三年八月から永祿元年九月二十三日までなりしこと

ニ 紛争の結果は 東林寺村衆の要求が貫徹せられたこと

などを知ることが出来るのである。先づ是等の點を稍々詳しく説明して置きたい。

1 永祿元年十月二十一日附の史料(第一六號)には「野洲川當庄前河表築」とあるが當庄とは云ふまでもなく三上庄であり、同年八月日附の史料(第一二號)には「三上庄築之儀」など見えて居る。また三上供祭ヤナを列記せる正和二年二月五日附の史料(第一號)にも「一、三上庄上河分河衆公用五百文御費五喉被_レ其沙汰_一者也」とあつて、獨立したヤナ所であつたらうことが知られるのである。しかして此ヤナ所は地理的に所謂中流區域に屬するものであつた。尤も此ヤナ所の地理的範圍は明白でない。

このヤナ所ではノボリヤナが價値を有してゐたらしく其の設備權が問題となつたのである。ノボリヤナは下流ほど價値が大いのであつて後にも説明する如く、紛争の當事者は何れも下流へ下流へ設備せんことを主張してゐる。

□ この紛争の當事者は小中路村と大中路村と妙光寺村とより成る三村衆と東林寺村衆とであるが、これら各村は、現在、三上村を形成する各字として地圖に表はされてゐる。なほ小中路村には前田、大中路には稻端(因幡田)、東林寺には山出などの小字が附屬してゐた。また東林寺村には三上神社の社家が多く居住してゐたことも注意を要するのであつて、問題の紛争事件に蔭ながら關係してゐたと推察せられることは興味深きところであり殊に供祭ヤナを繞る紛争事件に或意味では意義あらしめたものとも云へるであらう。しかし表面上は三村のヤナ衆と東林寺村のヤナ衆とが紛争の當事者として論判を重ねてゐたのである。

弘治二年八月二十二日附の史料(第五號)によれば、東林寺村側では弘治二年八月頃より三村側との妥協決裂を豫想して抗争の準備を整へてゐたものと考へられる。即ち「萬一不_レ相調_一候ハ、永原殿へ御理可_レ申達_一候」と云ひ地頭永原越前守重興への禮物など諸入費は共同で負擔すべきこと・負擔せざるものは「築衆可_レ相除_一候」即ち組合から除名することなどを申し合せてゐる。しかし愈々紛争を公にしたのは永祿元年八月六日附の一史料(第九號)によると三村側から「申_レ懸御公事_一」けたのである。しかして其時は「重_レ可_レ被_レ成_一御糺明_一由_ニて當年迄相延候」といふわけで裁決が留保せられたものらしい。しかるに東林寺村側は見解を異にし「御公事落居」と稱して實際行動に出たから弘治四年即ち永祿元年八月より再び兩者の間に論駁が繰り返へされることとなり、同年九月二十三日に神前で最後の審判が下され一段落を告げたのである。

ニ かくして紛争は一段落を告げたが、その結果は神の御名に於て東林寺村側の主張が承認せられ要求が貫徹せられたのであつた。

しからば東林寺村側の主張と要求とは如何なるものであつたか。又これに對する三村側よりの辯駁は如何なるものであつたか。項を改めて詳述しよう。

三

三村衆と東林寺衆との論駁は、先づ永祿元年八月一日、三村側から水原氏の代官へ提出せられた文書(第六號)によつて火蓋を切つたのである。そして計六通の文書が遺されてゐるが、それは交互に甲論乙駁なる形式で示すことの出来るものではなく、少くとも一二通を失つてゐるのであらうと思はれる。しかし理解を容易ならしむるた

め兩者論駁の要點を對比すれば次の如くである。

(三村側) 八月一日

鮎築即ちノボリヤナは當方が數十年來、設備したものである

(東林寺村側) 八月六日

これは認めるけれど設備の方法が違ふ

東林寺衆が鮎築を設備したのは新儀である

既に當方も認可されてゐたのである

水流が幾筋に分れても春秋二季のノボリヤナは當方で設備したものである

これは違ふ

七月二十八日に東林寺衆が設備した片築は當方より訴へたため二十九日巳刻に撤却したではないか

鮎築、即ちクダリヤナであつたから、違犯ではなかつたのである

鮎築は三上社家衆ばかりに占有せられるべきものではない

これも違ふ

社家衆の川面知行、即ち築漁權占有といふが如きことは存せぬ

社家衆の川面知行、即ち築漁權占有といふが如きことは存せぬ

また八月七日には三村側から永原氏の代官に宛て川筋の流れ方とヤナの流れ方とヤナの指し方との關係に付き次の如く申し出でた(第一一號)即ち天文十一年と十五年には水流が一筋になつたが、三村衆がヤナを設備し其の下流に東林寺衆もヤナを設備したといふ様なことは絶対にない。また天文二十四年即ち弘治元年には水流が二筋になつたが、二筋とも三村衆の手でヤナを設備したもので其の際に東林寺衆がヤナの下手で網を使つて鮎を捕へた爲め、三村衆から抗議を申し込まれたといふ様なことはあつた。要するに水流が幾筋に分れてもノボリヤナは三

村衆の設備し來つたものであるといふのである。

これに對する東林寺側の同日附の辯駁書(第一二號)がある。それによれば三村側から天文十一年の川筋などに關する昔晰を持ち出したが、かやうなものが公の裁判に取り上げらるべきか否か考慮されたい。かやうな證據ならば當方にも無いことはない。一體に三村側から證據として提出する書類は頗る疑はしいものである。それから野洲川のヤナは、全部、三村衆が支配してゐるかの如く主張し東林寺衆のヤナ漁權を承認しないけれど、その證據は何處にあるか。双方よりヤナを設備してよいとの判決があつたではないか、などと論じてゐる。

以上で、大體、兩者論駁の經過を述べ終つたのであるが、思ふに三村側の主張は材料の豊富なる點を強味となすに對して東林寺村側は稍々詭辯を弄するの觀なきを得ない。殊に最も注意すべきは、東林寺村側としても三村側としても三村側の上ヤナ設備權を全面的には否定し得ず之と平等的に——出來得べくんば優先的に——自己の權利を主張せんとしてゐる點と三村側が社家衆の權利を全く認めないのに對して東林寺村側が努めて之を押し立てようとしてゐる點である。

かくして双方の主張は、到底、妥協の餘地なく所謂水掛論に終るが如き有様であつたから、地頭永原氏は双方より靈社起請文を出さしめ神意によつて最後の判定を得ようとするに至つたのである。

「就三上庄築之儀靈社起請端作」(第一二號)は三村側のもものと東林寺村側のもものが一通づゝあり、別に三村側のもので「靈社起請文端作之事」(第一三號)一通があるから、これによつて兩者の最後の主張を端的に知ることが出来る。

(東林寺村側)

野洲川の築は三上神社神館社家の支配たること

野洲川の築が三上神社神館社家の支配たることを認めず、春秋の上り魚は當方の得べきものなること

(三村側)

野洲川の築は昔から三村の名主が支配し來つたもので東林寺村の社家衆が關係するべき筈がないこと

水流が二筋となれば鯀の上の方に當方の築を設備すること

水流一筋の場合は鯀の潮行し來る下手に當方の築を設備すべきこと

昔から三村側鯀築を設備する者の人数は一定してゐるから東林寺社家が鯀築を設備したことは斷じてないこと

當方の設備せざる他の一筋には三村衆の築を設備すること

水流が二筋三筋の場合でも下手に當方の築を設備したる後東林寺衆の築を設備すべきこと

今年の春築まで當村衆が協同して設備したので東林寺衆が設備したことは斷じてないこと

水流が一筋だけの場合には當方が獨占し當方の築の下手に三村衆の築を設備すべからざる

右の如く兩者の主張は全く對立的であるが、三村側も優先権・即ち下手に上ヤナを設備する権利を主張して上手に於ける東林寺衆のヤナ設備を承認するところまで譲歩してゐる。備考として採録した三村衆の主張の如きは飽くまでも強硬なる非妥協的態度を示してゐるが、特に注意しなければならないのは彼等が社家衆の進出を排撃せんとしてゐることである。

要するに三村側が主張を緩和したとしても兩者紛争の結論は、到底、圓滿なる協定を發見することが出來ないと云ふに過ぎなかつたのである。

四

かくして最後の斷定を神判に仰ぐこととなつてからも相當の曲折があつたらしく九月六日には永原氏の代官より神判の延期方を東林寺衆に命じたりしてゐる(第一四號)。その間の事情は不明であるが、結局、九月二十日から双方代表者は精進潔濟を始めて神判の日を待つた。いよいよ二十三日には永原氏より三名の奉行が派遣せられ、同夜亥刻、社僧の手によつて神意を伺ふことになつた。そして遂に勝利の御圖は東林寺衆に下り「末代河表のほり魚、春夏秋冬迄之築、一圓ニ指切、可致知行儀」に決定してしまつた。双方受諾の調印は二十六日に終り翌二十七日には東林寺衆が完全にヤナを設備して(史料篇一八頁)この紛争も實際的に解決を見たのである。

その結果、三村衆の上ヤナ設備権が永代に認められないことになつたのは勿論、東林寺村側でもヤナ衆の子孫一名に限り仲間に加ふことを許され他の者は入供として百疋づゝ出さなければ加入を許されないことになつた。このやうにヤナ衆加入を制限した表面上の理由は紛争事件解決のため費用を要したからといふのであるが、その外に獨占的營業組織を維持するために自由競争を避けようとする根本的な理由のあつたことは云ふまでもない。

とにかく紛争は解決した。あれほど強硬な態度を持した三村衆が神の審判に一言もなく服したことは別の意味に於て頗る興味深きものであらうけれど、それ故に三村衆の主張が全く謂はれなきものであつたとは直に考へることが出來ないであらう。もちろん私共が軽々しく批判を下すことは慎まなければならぬが、少くとも與へられたる史料を公平に觀察する時、私共は神の審判が事件の全貌を究明し得たと思ふことは出來ないであらう。

私が繰り返へし指摘し注意を喚起したのは三村衆が社家衆のヤナ漁權を認めまいとしたのに對し東林寺衆が之

を認めさせようと努めたことであつたが、この事實こそ事件の全貌を明にする鍵の一であることを私は疑はぬ。前章の一節で私は次の如く述べてゐるが、それは必ずしも私一個の獨斷でないことを信するのである。

「要するに此紛争では神社と舊ヤナ衆たる三村側との利害が相反し、また三村側と新ヤナ衆たる東林寺村側との利害が相反せる結果、神社と東林寺衆とは三村衆に對して共同戦線を張り神慮によつて三村衆の權利無効を宣告したものである。即ち神社としては非常手段を以てヤナ漁權委託の變更を斷行した形跡があるのである。これは、舊ヤナ衆たる三村側が次第に神威を輕んじ漁業權の獨立を圖り神社の保護を要せず従つて神社の収益を脅かすに至つたので、神社としては新ヤナ衆たる東林寺村側に委託して新しい即ち有利な相互扶助的關係を結ばんと企てたものであると云ふことが出来るであらう。尤も東林寺村には三上神社社家が多く居住してゐた關係もあり一種の經濟的自衛策であつたとも考へられるが、東林寺ヤナ衆としては神威を假りて新權利を獲得しようとしてたものと云ふべきである」〔註〕

〔註〕 史料の殆んど全部は東林寺村の舊社家に保存せられたものであるが特に意識的な取捨が加へられてゐると思はれない。

五

永祿年間に於ける三村對東林寺村のヤナ紛争は右の考證によつて其の大様を明にしたものと思ふが、この事件は更に第二の紛争を招いたのであつて、しかも其内容が明にされると第一の事件も亦その真相を示すに至るものと思はれるから更に考證を進めなければならぬのである。

先づ第一の紛争が解決してからの史料として重要なのは冒頭に引用したもの〔第一六號〕と同年十一月三日附のもの

の一通〔第一六號〕に十一月五日附のもの二通〔第一八號・第一九號〕とであらう。

十一月三日附のものは「尙以注置次第之事」として十月二十一日附の史料に添附されてゐるのであるが、その中で注意すべきは「彌河表一圓ニ築指、永代爲_ニ神館方_ニ當村衆知行ニ相究候者也」とある〔史料篇・三〇頁〕ことである。何となれば私が「神社としては新ヤナ衆たる東林寺村側に委託して新しい即ち有利な相互扶助關係を結ばんと企てたものである」と云つたことを東林寺衆の立場に於て裏書きしてゐるからである。

更に十一月五日附の史料〔第一八號・東林寺衆代表者より三上神館に宛てたもの〕によれば川表上ヤナの設備權を掌握することが出来て「神慮尤忝存候、然上者爲_ニ御公用御費_ニ鯨五献、毎年無_ニ懈怠_ニ可_レ致_ニ進上_ニ候」と約し、なほ「但春築之事者枝川又ハ片築等之事は□□爲_ニ御一人_ニ成共築可_レ被_レ指者也」と申し出てゐる。即ち神社に對する鯨供進と神館に對する鯨漁權の一部的割讓とを自ら認めてゐるのであるが、斯の如きは有り得たことであつて不思議ではない〔しかし此史料は古文書學的に疑はしい點があるのみならず、後年、有力なる反駁を加へられるから全部を信することは出来ないのである〕。

別に同じく十一月五日附の史料〔第一九號・神館より東林寺村家衆名主に宛てたもの〕があつて東林寺衆の上ヤナ設備權を確認し「此度之築衆人數より外一切ニ向後餘人被_レ入間敷候」などと指令してゐる。

この二史料それ自體は共に疑はしきものであるにしても、前述の如く東林寺衆が「永代爲_ニ神館方_ニ當村衆知行ニ相究候者也」と稱したことを考へ合すならば、兩者の相互扶助的關係を或程度まで認めることは當然許されなければならぬと思ふ。少くとも此二史料によつて神館側の「期待」なり「希望」なりが充分に示されてゐることは否定し得ないところである。たゞ此「期待」なり「希望」なりが過大であつたために、第二次紛争が導き出

されたとも云ひ得るのである。

第二次紛争の内容に就いては慶長八年四月二十八日附の大谷道安以下十六名連署の覺書(第三二號)が詳しく之を説明するであらう。即ち第一次紛争の結果、東林寺衆の完全に掌握した上ヤナ設備權は永祿十一年九月「信長様御亂入以來」戰鬪に取紛れ、危く退轉の憂目を見ようとしてゐたので、慶長八年(永祿十一年より三十餘年後)有志相寄りヤナを設備しようとしてヤナの瀬を探し求め漸く設備したところ神館清昌が此のヤナの下手にある小川一筋を指し切つた即ち別のヤナを設備したのである。そこでヤナ衆の代表者が交渉した所「小川一筋ハ先年三村とヤナ公事在_レ之時ヨリ神館さし可_レ申由當村衆申究」め代表者から一札入れてあるではないかと逆襲された。それでは其證據を拜見したいと追究したら「慶長五年石田治部少輔ノ亂」(關ヶ原の役)に失つてしまつたと云つて承知しなかつたが、その一札に署名したと云はれる者のうち二人だけ存命であつたから此の兩人を「生證據」として調べてみると左様な覺はないと云ふ(別に慶長八年三月二十四日附の一史料(第三號)で兩人は「加判不仕候」と斷言してゐる)。そこで神館も旗色悪しと見て大谷道安なる者の意見に従はんと申し出た。この大谷道安は社家衆の筆頭で頗る敏腕家であつたらしく古文書などの保存されたのも彼の用意周到なるに依つたものと思はれるが、當時に於ても信望と權威を有したものであらう。とにかく大谷道安の意見を質すと、村衆の設備せるヤナの下手_{して}ではあるが小川片ヤナだけは神館の自由に任せ、また神館も小川とは云へ全體指し切つてしまふことは控へられよ即ち片ヤナで辛抱せられよ、といふ仲裁案を提唱したので双方とも納得して圓滿に解決したのである。尤も其後、神館側で奇計を廻らしたことも一寸あつたが道安が間に立つて納めてしまつた。

事件の内容はこれだけであるが、之を略述した覺書の末尾に「今わかき衆、先年ヤナ公事之時、當村衆と神主殿間之事可_レ爲_ニ無案内_一候條、爲_ニ後日_一又如_レ此注置者也」とあるは、第一次紛争事件の真相を暗示してゐるものと云ふことが出来るであらう。

かくして第二の紛争は、東林寺ヤナ衆が私の所謂「新しい即ち有利な相互扶助的關係」を歴史の彼方に忘却したことから始つたものとも考へられるのである。そして此の若き東林寺ヤナ衆に私は嘗つて神館社家の權利を強硬に排撃せんとした第一次紛争事件に於ける三村ヤナ衆の姿を見出すものである。

兵主神社神主と築洲開墾事業

兵主神社は、現在、滋賀縣野洲郡兵主村五條に鎮座し縣社に列せられてゐるが、古くは兵主大神宮とか兵主大明神とか稱へられ近郷に神威を振ひ公家からも武家からも崇敬せられたものゝ如くである。その祭神は大己貴命と傳へられてゐるが矢張り一二の異説もある。鎮座の由來は、祭神が湖水より上陸せられたといふことに、大體一致してゐるが顯現の状態などは例の如く様々で色々に附會せられてゐる様である。就中最も新しいのではないかと考へられるのに次の如きものがある。即ち湖水の一端より國中を明くしたり暗くしたりする神があつたので五條村の住人では井口氏が一名・須原村では東氏が一名・吉川村では辻氏川端氏が二十二名・井口村では辻氏が二名・計二十六名の者共が一緒になつて七日間の水垢離を取つて様子を見てゐると十月八日の夜半頃に一丈餘りの神體を拜し大己貴命であるといふことを知り將軍に申告して社殿の造營を計畫し社地を神託によつて決定したといふのである。かくして五條村の井口氏（神志）は五百石、他の二十五名の者共は夫々十八石餘の祿を得るに至つたともいふのであるが、この二十六名の一團こそは野洲川の河口近くでヤナ漁業を營む者の先祖であつて、此説話がヤナ漁業者の間で構成せられ傳承せられたのであらうことは想像に難くない。この説話のうちで十月二日より水垢離を取つたといふことは當社の特殊神事たるオコリカキに關聯があらうと考へらる。このオコリカキの神事は舊十月の二ノ未日に執行せられ神職は湖上に船を漕ぎ出し裝束のまま水中へ入つて祈禱するのである。い

づれにしても右の説話がヤナ漁業者の先祖に關聯せしめられてゐることは注意しなければならない點で兵主神社と彼等との關係が傳統的に不可分なることを巧みに主張してゐるものと考へられる。一體、ヤナ漁業なるものは一種の定置漁業で殆んど全国的に行はれてゐるが近江國でも野洲川を初め各河川に見出すことが出来る。特に野洲川では古くから上流・中流・下流の各區域で行はれてゐるらしいが、兵主神社の關係せるものは下流區域にあり、普通、吉川のヤナ漁場といはれるところである。前に擧げた二十六名のうち二十二名までが吉川村の住人であつたといふことは此邊に關係を持つてあらう。最も彼等がヤナ漁業者だといふことは説話の何處にも示されてゐないが種々な點で之を歸納的に推察することが出来る。例へば他の或文書に見られるヤナ漁業者の連名によると五條村の井口氏が一名・須原村の東氏が二名・吉川村の辻氏川端氏が二十一名・井口村の井口氏が一名・計二十五名を數へることが出来る。また現在の例ではヤナ漁業者の子孫が所有地共同管理のため組合を作つてゐるが、その組合員の數は次の如く、井口氏が一名・東氏が一名・辻氏川端氏が十七名・計十九名となつてゐる。人數は減少してゐるが系統は殆んど變化してゐないと云はなければならぬ。

今、ヤナ漁業者の子孫が所有地共同管理のため組合を作つてゐるといふことを述べたが、この組合は大正七年十月十六日に結成せられ、ヤナ仲間土地組合と稱し、その組合員中に「兵主神社」を發見することは最も注目すべきところである。今その規約を検するに第九條には

組合員中兵主神社ノ壹株ハ元來當組合全部ガ同社ノ由緒淺カラズシテ崇敬ノ念禁ズル不能依而這回仲間十九戸ガ記念トシテ後世迄壹株ヲ神社ノ名義トシ保存シ神社ノ必要ニ應ジ協議ノ上使用スルモノトス

とある。即ち神社を組合員に數へたことは奇異の感あるも、その趣意は神社に對する崇敬の念より出でたものであり經濟的に觀れば一個の財源を提供するものと謂ふことが出来るのである。その現在の事情を餘り詳細に説明することは避けた方が良いと思はれるが、たゞ該土地組合の管理地（或は共有地と謂ふべきか）は野洲川三角洲（註一）の開墾によつて得られたものを基礎としてゐるから歴史的に此點を説明したいと思ふ。

尤も説明の材料は僅か一例に過ぎない、即ち寶曆九年十月日附の「乍恐奉願口上書」（第三六號）・同十年六月日附の「覺」（第三八號）・同十一年九月日附の「一札之事」（第四〇號）・同「一札」（第四一號）などを利用するに過ぎないのである。

まづ寶曆十年六月日附の「覺」によると「野洲川尻附洲」すなはち野洲川が琵琶湖に注ぐ川口の三角洲の開発を出願したところ、約四町歩程の地面を寶曆十年より同十三年までは無税・たゞし四ヶ年間の地代銀四百目を納めること・なほ寶曆十四年（明和元年）には正式の檢地を行つて課税すること・などを條件として許可せられた。そこで兵主神社の神主と川尻の吉川村々役人とは連名にて大津代官石原清兵衛の役所へ一札入れて協定した。即ち新開地は恐らく五町歩に達するであらうこと・川筋は神主請持の「運上獵場」であり湖水端は吉川村請持の「運上獵場」であるから（註二）通ひ船は互に妨害し合はないこと・などを確認したのである。

（註一） 廣い意味に於ける野洲川三角洲は俗に北川・南川と稱せられる二大分流の中間地帯を指すのであるが、茲に謂ふ三角洲は北川下流のものである。兵主神社の鎮座せる五條村や集漁業者の多く居住してゐる吉川村などは何れも此流域にある。

（註二） 神主請持の運上獵場とは即ちヤナ漁場であり吉川村のはエリ漁場であつたらしい。元來、江戸時代の野洲川は所謂天領であり吉川村は私領であつた。従つて吉川村は地先より湖水に面してのみ漁業權を與へられてゐたのであつて後の文化文政年間につつた神供漁場出入

一件（後章参照）も是等の關係より説明せられなければならない。

さて右の三角洲開發を出願したのは何人かといふに、それは兵主神社神主たる井口宰相であつたが、實際に開墾事業を請負つたのは吉川村の辻太左衛門なる者で此の事は兩者の間に交換せられたる寶曆十一年九月日附の文書二通が語るところである。即ち太左衛門は神主に對して「御元様御願請被成候新田開發之儀拙者引請候」と云ひ、寶曆十一年より同十五年（明和二年になる）まで五ヶ年間は「御公儀様御年貢」だけを神主に差出すこと・たゞし五ヶ年の間には檢地がある筈であるから其の費用などは太左衛門が原則として負擔するけれど「過分入用ニ候ハ、」神主方でも少々位は負擔せられたい・五ヶ年後は一反につき二斗づゝ神主方へ納めるから年貢は神主方より納められたい・新田の出來が良ければ年貢を増さう・などと誓約してゐるのである。これに對して神主よりは「右之場所永ク其元江支配下當テ一節御頼御預ケ申候」と萬事を委任してゐるのである。

以上で野洲川の三角洲を開發せんとする計畫が兵主神社の神主によつて出願せられ、之が許可せられた結果、實際の開墾事業は神主より吉川村の辻太左衛門に委任せられたといふ経緯が判明したわけである。

しかし神主が三角洲の開發を計畫したのは一體いかなる動機からであらうか。何故、神主が此の如き事業に係しなければならなかつたのであらうか。これ根本的疑問であるが、その解答は寶曆九年十月日附の口上書（第三六號）によつて與へられるであらう。

この口上書は兵主神社神主井口宰相より大津代官石原清兵衛に差出されたもので其の内容は略々次の如きものである——野洲川筋に於けるヤナ漁は昔から當社の神獵であつて神主以下二十人ばかりの社家が之によつて渡世

して居り、また毎月の朔日と二十八日とは神前へ鮮魚を供へて居る。しかるに川口では水流が分れて俗に中瀬と稱してゐる地面が出来、そこに葭草が生えてゐるので吉川村から毎日のやうに大勢の者が舟で来ては葭草を刈り取るのであるが、その騒音によつて魚類が川上へ遡つて来ない。それではヤナ漁を営むことが出来ない。川筋に就いては神主が小物成を上納してゐる限り獨占権があるけれど右の中瀬といふ洲に就いては小物成を上納してゐないから権利がない。従つて吉川村の者共が心儘にしても文句が云へない。しかも耕地などを開拓するらしい様子さへ見えるから「神獵之築相續不仕、及三渴命可申哉」と甚だ心配に堪へない。願はくば實地を見分して神主へ開發を許可してほしいものである——といふのであつた。

これによると兵主神社の神主が野洲川口の三角洲を開發せんとした理由は所謂「神獵之築」を守護せんがためであつたことを知るのである。神獵のヤナとは神前へ鮮魚を供へるがために設備するものであるが、之は云ふまでもなく表面上の口實で神威を假りて漁撈を營み巨利を占めてゐたのであるから騒音によつて魚類が追はれると神前へ鮮魚を供へることも困難になるが第一には營業を妨げられることになる。のみならず川筋だけが天領で兵主神社神主の請所であつても沿岸が私領であるとヤナ漁法の實際から云つて頗る不便なのである。即ちヤナは川幅一杯に設備するものであるから兩岸の地を若干なりとも使用しなければならぬ。せめて一方の岸だけなりとも自由に使用しなければならぬのである。川口の三角洲を開發せんとしたのは吉川村の者が葭草を刈りに來られないやうにすることも大きい目的であつたらうが、一つにはヤナ設備の技術上からも要求せられたものと考へなければならぬであらう。

とにかく河口の三角洲を開發することはヤナ漁法の實際からも必要であつたのであるが、この事實を兵主神社の神主が計畫したことは彼がヤナ漁業者の代表であつたからに外ならない。彼は明に「築頭」「獵師頭」と稱してゐたもので、事實上、代表者であり指導者であつた。これもヤナ漁業が「供御調進」とか「漁魚神献」とかを表面上の目的としてゐたから少しも不自然ではなかつたのであるが、考へ様によつては色々な意味で面白い例であるといふべきである。

また漁法上の必要から獨占し開墾した土地を基礎としながら、今日では土地管理組合が結成せられ、漁業から離れて（今日でもヤナ漁業は別に行はれて居ることは居るが）農業に移つてしまつたことは一般經濟史上から觀察しても大に注目すべきところであらう。

なほ後の史料（第四二號より第四六號まで）によれば神主が右の新開地を擔保として借銀した結果、紛争の生じたことを知るのである。しかして神主が飽くまでも土地を手離すまいと努めてゐる事實は更に興味を呼ぶのである。

「株」を繞る紛争の一例

兵主神社は、琵琶湖に向つて北流する野洲川の下流域・近江國野洲郡五條村に鎮座し野洲川を「兵主太神宮之御手洗シ川」と稱してゐた。この野洲川の川尻・吉川村の地先に築漁場があつて之を「神獵之築」とか「供御調進之築」とか稱したのである。

野洲川に於ける築漁は古くより行はれてゐたもので上流域に鎮座する三上神社でも供祭築を領してゐた時代があつたのである。三上神社の供祭築に於ても「衆」の觀念は現はれてゐたけれど「株」の觀念は未だ現はれてゐなかつたやうに考へられるのである。しかるに兵主神社のヤナに於ては「株」の觀念も明瞭に現はれてゐるのであつた。この點は特に研究の價值があると思ふのである。

二

こゝに取扱はんとする事件の主なる關係人物は吉川村の小三郎(川端氏)・須原村の新右衛門(東氏)井口村の重右衛門と俵源次(井口氏)などである。このうち井口重右衛門は他國に仕官し所持せるヤナ株を小三郎に譲つたので小三郎は一人で二株を所持することになつたが「築頭下役」とか「兵主代官」とか「獵師頭下役」とか稱してゐた新右衛門は仲間を代表して小三郎の既得權を無視せんとしたのである。そこで小三郎は京都町奉行所に訴へ出で

たものゝ如くであるが、その訴訟狀は見當らないし、また訴訟の月日も明白でないけれど恐らく寶曆九年の二月頃ではないかと思はれる。これに對して同年三月二日附の「乍恐返答書」なるものが新右衛門より奉行所に宛てて差出されたのである。それに次ぐ史料が寶曆九年八月八日附「留書」(第二八號)である。

この「留書」の内容は三部分より成るものであつて、第一部は小三郎の主張・第二部は新右衛門の釋明・第三部は奉行所の判定である。因に第二部は新右衛門の「乍恐返答書」を要約したものである。

さて第一部に於ける小三郎の主張によると、野洲川尻で毎年夏秋兩度にヤナを掛けて魚を捕へ之によつて渡世してゐたが、獵師頭下役の新右衛門は寶曆六年まで賣上高の配當を寄越してゐたにも拘らず翌七年よりは全く配當を寄越さなくなつてしまつた。尤も小三郎は一人で二株を所持してゐたのであつて一株は「代々相傳り」他の一株は井口村の重右衛門から譲り受けたのであつた。重右衛門は備後國福山の阿部伊豫守に奉公して郷里を離れなければならなかつたから所持のヤナ株を小三郎に譲渡したのであるが、それは寛保三年頃のことらしい。とにかく小三郎は二株所持してゐたが、寶曆七年の五月頃から夏秋兩度のヤナ場へ寄せ付けず收益も配當しなくなり、翌八年八月からは「小三郎築取上ケ及三渴命候間」新右衛門を吟味してほしい——と云ふのであつた。

第二部は新右衛門の釋明乃至反駁であるが、その内容は非常に好き参考資料となるから寶曆九年三月二日附の「返答書」によつて考證の材料を得たいと思ふ。新右衛門の説明するところによると「右築之儀者村方有之、築仲ヶ間當時貳拾人有之候處、五人宛四口割合仕、毎年春秋築懸ヶ來申候」次第であつたが「右壹株五人之内、重右衛門・小三郎・治右衛門・甚左衛門・文左衛門都合五人之處、重右衛門儀、先年備後福山安部伊豫守様御

奉公仕罷有候ニ付右築株之儀、相對之上、小三郎方江讓請候由」であつた。しかし重右衛門より小三郎へヤナ株を譲つたといふことは仲間一統の確認するところではなく當の重右衛門も既に死去して實情が不明であつたのである。しかも小三郎が「仲ヶ間江無相談」ヤナ株を譲受けたといふことは「築仲ヶ間仕法ニ茂相背候ニ付」寶曆七年秋より翌八年春まで重右衛門株は新右衛門が保管することにしたのである。新右衛門が保管の任に當つたのは彼自身が説明する如く「私儀ハ兵主太神宮神領之築頭井口宰相下役相勤申候ニ付右築株之内ニ茂彼是入組候儀有之候得者私世話仕候」として謂はゞ支配人の地位に在つたからであらう。とにかく以上の説明で判るのは

兵主神社のヤナ仲間が二十人より成り五人づゝ一組を作つてヤナ漁を營んでゐたこと

重右衛門と小三郎とは元來一組であつて重右衛門が他國に仕官したため株を小三郎へ譲つたこと

ヤナ株はヤナ仲間が無断で讓渡してはならないこと

係争中の株は支配人方で保管すること

などの事實である。

さて更に新右衛門の説明を聴くと、寶曆七年の秋より翌八年の春まで「つまり二漁期である」重右衛門株を保管してゐたところ小三郎が彼はいふので寶曆八年八月には一應清算して「壹人分鳥目貳貫文」の割で小三郎の組（五人分）へ提供したのである。丁度その頃、故重右衛門の伴源次が福山より歸省し新右衛門にヤナ株のことを問ひ質したので事情を説明すると「仲ヶ間式法不三相立候儀者難致」と云つて小三郎方より亡父の譲り狀を取り戻し「重右衛門築相續仕候段、仲ヶ間へ酒肴等差出シ」正式に披露したのである。源次の意志は後でも明瞭になるが、萬事の

處理を新右衛門に委任したから新右衛門は仲間を召集して相談の上、源次への配當を清算して之を與へたのである。かくして源次は再び福山へ赴き紛争の中心から離れてしまつたわけである。そこで事態は如何に落着いたかと云ふに、まづ「小三郎讓請之譯ハ消申候」即ち重右衛門株に對する小三郎の支配權は無効となり次に正式の披露があつたから重右衛門株は源次株として存続することとなつたのである。以上の説明で判るのは

ヤナ株は父子の相續關係でも仲間一統に披露して確認を受けなければならぬこと

配當の清算などは仲間合議の上で決定せられたこと

現地不在の株主があつたこと

などの事實である。

かくして新右衛門の説明によれば萬事落着いた筈であつたが、小三郎は重右衛門の譲り證文を所持せるが如く申立て、その上、新右衛門に對して清算請求書を差出したりした。この請求書を見ると二十四年前にも遡つて利足を計算したり「小三郎勘定之仕方ハ私合點不三參申候」といふ次第であつた。また其外、収益の分配に就ても不審の點があつたのである。とにかく重右衛門築を新右衛門が沒收したやうに云ふのは事實でない——と新右衛門は釋明したのである。

第三部は奉行所の判定であつて「右出入遂三吟味候處」ヤナ株に就ては小三郎が重右衛門より譲受けたといふけれど重右衛門の伴源次の申立によれば父も死去してしまつたことだし譲り證文には加判人（證人）も無いことだし「明白成證書」とは云ひ難い。また収益の分配に就て調査すると互に清算授受すべきものもあるやうであるが、

もともと「獵仲間之内、前々申合を以、致來候取引之儀」であるから「御役所々之沙汰ニ者不及」と云ふわけ
で井口(神志)「宰相差圖を以、小三郎・新右衛門・其外獵師共納得致し候様可取斗」き旨を命じたのであつて、要す
るに問題のヤナ株は小三郎に屬せすとなし収益の分配清算は井口宰相をして公平に行はしめるといふことに定め
たわけである。この判定に於て注意すべきは重右衛門より小三郎へのヤナ株讓渡を認めない理由が本人重右衛門
の死亡と證人なきことに在るといふ點である。即ち讓り證文だけでは「明白成證書」と認められなかつたわけ
であつて新右衛門の主張せる「仲間仕法ニも相背候」といふ點には全く觸れてゐないところ、味ふべき判定と思
はれる。それからまた數字的紛争の解決を井口宰相に委任したことも注意を要するところであつて明に「獵師司
とり候井口宰相」とあるは宰相のヤナ仲間全體に對する地位と權威を暗黙裡に認めてゐたわけであらう。つまり
私的な慣習法を表向きに認めるやうなことはせずして、しかもヤナ仲間一統の納得する解決法を示したものと考
へられるのである。なほ小三郎個人に對して「手錠申付候條、急度相慎可罷在候事」を命じたが、これは小三
郎が新右衛門を訴へるに當つて自己に有利なる「消證文を以申立」たからであつた。この點に就ては年月日不明
の一史料が事情を傳へてゐるから參考のため引用して置く。即ち小三郎より證據として差出した讓り狀に就て源
次の考へるところでは「加判人も無御座、父重右衛門印形手跡等茂(確)定」たしかに亡父の渡し置いた證文と斷言
することを躊躇しなればならないといふやうな有様であるし、その上、貳通あつた證文のうち「壹通ベ勝手ニ文
言ヲ消シ奉差上候」といふやうな事情であつたとのことである。かくして察するに小三郎が重右衛門よりヤナ
株を讓り受けたのは事實とするも、それが仲間慣習法に背くものであつたため小三郎は文書偽造を企て讓渡關係

を合法化せんと謀つたから奉行所の心證を害するといふ結果になつたのであらう。

とにかく奉行所の判定に對して小三郎と新右衛門は勿論、小三郎と同じ組の治右衛門や甚左衛門や文左衛門も、
また吉川村と須原村の村役人も、兵主神社の神主井口宰相も「右被仰渡候趣、奉承知候」と應じ一先づ事件
の落着いたのが寶曆九年八月七日のことであつた。しかし更に井口宰相を中心として重右衛門株を繞る収益清算
の問題が残つて居り、これが圓滿に解決しなければ眞の落着とは稱することが出來ないわけであつた。

三

しかるに寶曆十三年四月二十五日附の「濟狀之趣ヲ以、爲取替證文」なる史料(第九號)を検すると却つて再び紛争の繼
續を裏書きするものを見出すのである。なほ年月日なしで返答書の案文と思はれる史料が二通ある。これも同じ
く寶曆十三年のものであらうけれど四月二十五日以前のもものと解せられる故、先づ之から考證の材料を拾つて見
たいと思ふ。

その一通は「獵師頭井口宰相・築仲ケ間新右衛門・次右衛門・文左衛門・甚左衛門・此外拾人」と前書せるも
ので、これによると小三郎が定七なる者を代人として第一次紛争の後始末は井口宰相が善處するやうに命ぜられ
たにも拘らず「宰相儀、築仲ケ間馴合、築株押置、割合銀徳用不相渡候」と訴へた。そこで一同より「右築株
之儀ハ井口重右衛門株ニ而今ニ重右衛門悴源次所持仕居候」と釋明したところ、源次の所持するヤナ株ならば收
益配當は源次へ渡すべきものであるが、その請取書はあるか・配當の明細書はあるか・有れば差出すやうにと
のことであつたといふのである。かくして第一次紛争に對する判定が下されてより足掛け五年目に又もや小三郎

が井口宰相以下を訴へた理由は、かの判定に對して井口宰相以下が忠實でなかつたといふに在つたのである。他の一通は前關文書で「申上候者」といふ文言より始まつてゐるが之は恐らく「源次申上候者」であらうと思はれるから源次の意志が知られるのである。即ち源次は小三郎を自己所持のヤナ株の下作として貰ひたいと新右衛門へ依頼したから「毎年下作通之徳用ハ小三郎江相渡」し、その他は新右衛門と井口村の忠左衛門（源次の伯父）が保管して源次へ送るといふことにしたが、源次は強て請取らうといふ考へは無いかれど「社法に應じ可申候間」よき様に取計つて貰ひたいと申出でた。しかし之は「築作法可相立ため」ばかりに小三郎を下作として實際は亡父の譲り狀通り小三郎へ権利を譲らうといふ意味ではなく、源次の考へでは今まで小三郎が支配し來つたのに自分へも収益を配當せられるやうになつては小三郎が困るだらうと云ふのであつた（これは源次の意志を新右衛門などが曲解してゐるのである）。もともと源次は父がヤナ株を所持してゐたといふことさへ知らなかつた位であるから別に配當を受けるにも及ばないのであつて「小三郎持株同様支配仕候様」に希望したのである。かく考へると寶曆九年三月二日附の新右衛門「返答書」にヤナ株の配當を「源次江私々相渡請取書取置申候、然者源次大慶仕、國元江罷歸り申候」とあるは配當を得て悦んだのではなく名分の明になつたことを源次は悦んだのであらう。ここに源次と新右衛門などとの間に見解の相違があつたものと考へられるが、新右衛門なども後では源次の意見に牽制せられたことは事實である。勿論、源次も關係人物の一人ではあるが實際には紛争の中心より離れた存在であつた故か可なり嚴正な態度を持したものの、如く一方ではヤナ仲間慣習法を重んじつゝ、他方では小三郎をも困らせないやうに努めたのであつて、寶曆十三年五月日附の井口宰相あて書狀（第三〇號）なども此の際ついでに引用して置く必

要があるであらう。尤も此書狀の差出人は「井口源兵衛」となつてゐるが、内容よりして源兵衛は源次の改名したものと考へられる。即ち「又もや紛争を生じて自分にも相談せられたが、先年も言明した通り自分は収益の分配に預らうとは考へてもゐないし、遠國に仕官してゐる身なれば詳しい事情を知らない故、井口宰相の取計ひで慣習法に従ひ小三郎も立行き仲間一統も融和するやうに善處して貰ひたい。將來また紛争を生じても自分に相談せられる必要はない」といふのであつた。かくの如き彼の態度が紛争全體に明朗な影響を與へたことは確に見逃せないところであると思ふ。とにかく彼の意志は新右衛門なども之を尊重せざるを得なかつたばかりでなく「小三郎譲り請候與申儀者心得違ニ而下作相勤右築支配仕候へ者申分無之」と同意を表し態度を明にしたのであつて、問題のヤナ株を所持するものは飽くまでも源次であり小三郎は飽くまでも下作であるといふ原則論にて満足せざるを得なくなつたのである。この文書も是以上のことを考證する材料にはならないが

第二次紛争に當つて源次の證言が徴せられたこと

それが公平なる解決への方向を指示したこと
などの事實を知らしむるのである。

右に引用した二史料は共に年月日も不明であり其の他の點でも不完全なものであるが、第二次紛争の經過の一部を傳へるものといふことが出來よう。而して其結果に就ては前にも一言した寶曆十三年四月二十五日附の「濟狀之趣ヲ以、取替爲證文」が之を略述する。即ち寶曆九年八月七日の判定によつて収益配當の清算授受は井口宰相が取計ふべきものであつたにも拘らず、宰相は一向その善後處置を講じようともせず、小三郎は其後も収益の

分配に預らなかつたので遂に宰相を初め新右衛門その他十五人を訴へたが、須原村・吉川村の村役人などが間に立つて和談を成立せしめたのである。先づ例のヤナ株は源次の所持するところ。小三郎は其下作・といふことは矢張り不動の原則であつたが、収益の分配法に就ては左の如く決定した。即ち

全収益（壹株分）の二分ノ一は小三郎の所得とす

他の二分ノ一は更に折半し四分ノ一は井口宰相の保管するところ。残り四分ノ一は小三郎の所得とす

といふわけで全體から見ると収益の四分ノ三が小三郎の手に入るのであつた。なほ斯の如き分配法に就ては説明が附せられてゐるから之を参照すると全収益の二分ノ一を小三郎の所得としたのは「惣而下作之徳用如_レ此_ニ付_レ」で一般の原則に基いたものである。それから宰相が四分ノ一を保管した理由は「株主故、源次へ宰相_ハ可_レ相渡_レ」きものであつた。本来ならば株主の配當は二分ノ一であつたが、源次は既に説明した通り「徳用_ニ可_レ致存寄無_レ」きものであつたから全く分配しないでもよかつたのである。しかし井口宰相や新右衛門などとしては源次が株主であるといふ原則論の象徴を確立したかつたから収益の四分ノ一を源次へ渡すといふ名目で宰相が之を保管することにしたのであらう。また最後に注意すべきは更に残り四分ノ一も小三郎へ配當せられるといふことで、その理由は「前方讓受候と申事も有之候儀_ニ付_レ」と説明せられてゐる。ヤナ株讓渡は慣習法に反するばかりでなく小三郎の場合は證據書類さへ充分でなかつたのであるが、一時的とはいへ重右衛門株を讓受け支配した事實があるから其の権利を認めたのであらう。その上ヤナ株讓渡に關しては小三郎ばかりでなく故重右衛門にも慣習法を犯した責任はあるのであるから小三郎にのみ制裁を加へるといふことは不公平であるとも考へられたのであらう。い

づれにせよ、結局、小三郎は収益の四分ノ三を得ることになつたのであるから和談の結果は必ずしも小三郎にとつて甚だしく不利とは云へなかつたのではないかと思はれる。

次に四ヶ年半の間（第一次紛争から第二紛争まで）の収益清算に關しては左の如く決定した。即ち「株主へ可_レ相渡_レ二分_ノ之_二貳分半」を向ふ四ヶ年半は小三郎の所得となし、四ヶ年半すぎたならば矢張り原則通り株主源次の所得とするが「宰相_ハ可_レ相渡_レ候事」を條件とするのであつた。そこで實數上のは別として小三郎の要求した第一次紛争前の収益清算は黙殺せられた形と云ふべく後四ヶ年半だけの損害を辨償せられるといふわけであつた。

以上で第二次紛争の経緯も、大略、明かになつたが、このまゝ解決したか否かは判らない。和談は成立しても眞の解決は實行に在るからである。實行されたか否かは之を徵する史料がない故、事件そのものに關する考證は以上で止めなければならぬわけである。たゞ第二次紛争に關聯して斷簡ではあるが數字的史料の殘されたのを見出すから附記して置く。それは収益清算授受に就て双方の主張を申告したものらしく、例を擧げると寶曆七年の春ヤナの収益割合として銀六十四匁を受取らねばならぬと小三郎が云へば、新右衛門その他は一人前の割合は銀二十二匁であつたが源次へ渡すべきものがあつたので之を流用したから「銘_ニ受取銀者無_レ御座_レ候」次第であつたと反駁し、たゞ此事を小三郎に相談しなかつたのは「私共不至之儀_ニ御座候間、割合貳拾貳匁_ハ相渡_レ可_レ申候」と讓歩してゐる。また寶曆七年の秋ヤナと八年の春ヤナに小三郎の承服しがたい費用が課せられ之を差引いて収益の分配に當てたから「私不得心入用之分」銀三十一匁四分一厘を受取らねばならぬと小三郎が云へば、新右衛門その他はヤナ場の費用は仲間一統の負擔であるから「小三郎へ懸ル間敷道理者無_レ御座_レ候間」彼も分擔す

るのが當然であると反駁してゐる。なほ又、小三郎の下作たる三左衛門・兵助の兩人にヤナ仲間より銀十六匁八分を貸付けてあるが之を取立てる責任は小三郎にあるといふやうなことを互に協定したりしてゐる。この史料は前にも一言した如く断簡であるが、その形式内容よりして第二次紛争の裁判に當りし奉行所へ提出せんとした書類なることは明白であるから、和談成立以前のもの認められ、また從來双方の数字的な主張が如何様であつたかといふ事の一端を傳へるものと考へられるであらう。

四

残された史料によつて出来るだけ忠實に事件の経過を考證しようとしたが、實は第一次紛争とか第二次紛争とか稱すべきほどの大事件ではなかつたものゝヤナ株を繞る紛争の一例としては可なり注意すべきものであつたことが判明したのである。即ち此紛争の重點は株主不在の場合に置かれてゐたのであるから極めて特殊な例であつたが、一方では一般的な原則より全く離れることの出来るものでもなかつたから、自然、ヤナ株仲間の慣習や組織などにも觸れなければならなかつたため次の如き事項が明白にせられたのである。

- イ ヤナ株の賣買譲渡は原則として行はれなかつたこと
- ロ 已むを得ざる事情によつて賣買譲渡の必要があつても仲間一統の承認を得なければ無効であつたこと
- ハ 父子相續の場合でも仲間一統の確認を必要としたこと〔酒肴を出して披露する〕
- ニ ヤナ漁期は春〔夏とも稱す〕秋二期に分たれ收支決算は各期毎に行はれたこと
- ホ 五人五株を以て一口〔二單位〕となし収入支出は共に五等分したこと〔ヤナ仲間は二十株より成る〕

ヘ 株主と實際の従業者〔下作〕とは収益を折半したこと〔但し下作はヤナ仲間と直接の關係を有せず〕

ト 「何某築」と云ふが如き場合のヤナは具體的なものでなく何某の所持するヤナ株「何某株」といふ意味にして抽象的な權利を指したこと〔築主とあるも株主に同じ〕

チ 仲間内の問題は合議制で處理し紛争の如きは須原村の東氏が取扱ひ更に解決困難の時は兵主神社神主を煩はしたること

最後に全體を通じて關係人物の立場なり態度なりに就て一考すると、小三郎は仲間から排斥を受けたり奉行所の心證を害したりして頗る不利な立場に在つたが、飽くまでも抗争を續けたところに一種の「町人型」を示してゐる。勿論、彼にとつては死活問題であつたから敢然と抗争したのであるが、獨占主義的營業團體たるヤナ仲間内に於ける自由主義的異端者として注目すべき存在であつたと思ふ。

新右衛門は明に保守派で仲間慣習法の擁護を標榜するものゝ如くであつたが、實は小三郎に對する反感を利用して仲間より彼を除名せんと企てたのではないかと考へられる點があり、神主井口宰相も大體これに加擔したもと思はれる。かくして小三郎の立場は愈々不利なものとなつたのであつた。

しかるに問題のヤナ株を相續せる源次が第三者の如き立場に在つて頗る公平な態度を示したため新右衛門なども仲間慣習法の確保に満足の意を表すだけで終り謂はゞ名を得て實を失つた形であつた。之に反して小三郎は案外有利な解決に達し名を失つても實を得たわけであつたが、仲間内の紛争に於て個人が多數に抗し得た點は注目に價するであらう。

要するに兵主神社の神供漁場は一團のヤナ漁業者によつて獨占せられたものであつたが、そのヤナ漁業者は「仲間」を結成し各自に「株」を所持してゐたのである。本稿にて取扱つた一紛争は、この仲間内に於て特殊な一株を繞つて演ぜられたもので謂はゞ内紛の一例なるが故に相當の特色があつたと考へられるのである。

文化文政に互る神供漁場出入一件

この事件については當事者の一人なる井口勇助と云ふ者の歎願趣意書「乍恐以歎願書付奉願上候」(第五九號・文政七年のもの)と推定¹⁾が總括的な史料として最も参考になると思ふ。勿論これは一方的であるといふ缺點を有すること明白であるが先づ一通り事件の要領を盡してゐるものであるから兎に角その述べるところを参考するは決して無駄でない。乃ち大意を摘記すれば次の如くである。

「兵主大神宮は近江國野洲郡の内十七ヶ村(十八ヶ村に數へることもある)の氏神であつて一年中に神事が度々ある中でも四月の二ノ酉の日・五月五日の兩度は大祭である。この外に正月三ヶ朝・七月七日・十一月の二ノ未の日にも祭禮があり臨時には遷宮や雨乞などがある。

「また兵主大神宮より程遠からぬ野洲川筋は天領で大津代官石原清左衛門の支配するところであるが、この川筋に古くからヤナをかけ漁撈を營み「新漁爲^ニ犠牲^ニ神獻仕來」つたものである。右ヤナ漁の株人は吉川村(上田左太郎知行所)に十六名・須原村(稻葉丹波守領分)に一名・井口村に一名ある。たゞし井口村の一名は遠國(備後福山)に仕官して不在であるから仲間一同で管理してゐる。右の者共を「築衆」と稱し神事の節は社用を勤めたものである。右のヤナ税小物成を納める方法は上納銀の外に足代として鑑百文づゝ添へて年々吉川村から一緒に納めて貰つてゐたのである。

「ところが文化五年といふ年に吉川村役人が云ふのに「あのヤナ漁場は吉川村がヤナ税を取次いで納めてゐるの

であるから「村請之場所一體」であつて「神役之株」とは別個のものである」と。これはヤナ漁場を吉川村へ奪ひ取らうとする計畫から出たことで神主としては「右ヤナ漁場は昔から「當社神事相續之請持場」であつて「吉川村御請負場所」と一體ではない。檢地帳にも神主はじめ株人の肩書は「持主」となつてゐる。既に寶曆年中のことであるが野洲川三角洲の開発を出願した時〔前章参照〕にも「湖水端ハ吉川村御請」・「川筋ハ井口神主宰相御請」であるからと明記した位である」と云ひ、このことを知つてゐる人も現存するからと反駁したところ「わづか鑑百文位の足代でヤナ税を取次ぐことは出来ない、勝手にせよ」と吉川村の村役人は答へたので、それでは正式に手續をするため兩者連印で届書を差上げようとしたら、上田家陣屋役西村多三郎に一應相談して連印するといふの時を定めて多三郎方での再會を約したのである。そこで勇助は約束通り多三郎方へ赴いたにも拘らず吉川村の連中は來ないので右の事情を陣屋役にも報告して置いた。

「その後、吉川村の連中は多三郎方へ集集しなかつたのみならず前に約束した連印届書のこと拒絶して來たのでヤナ漁業者はヤナ税上納の手段に困つてしまつた。そこで西村多三郎へ書面で依頼したところ多三郎は江戸屋敷へ請訓してから善處する旨を答へたので、その後の成行きを静觀してゐたのである。

「しかるに多三郎は吉川村在住のヤナ株人のうちから十四人を呼出しヤナ漁場は「吉川村請無相違」といふ書類を作つて株人共に印形せよと申付けたので、彼等のうち四人は不承知を申立てた、め十手で打たれ手錠をかけられて牢に入れられたから残り十人の者は恐れて調印してしまつたが、その十人の者にも他參留を申付けるといふ有様であつた。

「かくして四月の大祭も間近になつた頃、陣屋役から呼出シがあつたので行つて見ると、例のヤナ漁場は吉川村請であるといふ證據があるから承認せよと云ふので神主方にも反駁の證據はあるが之は追つて調査することにして何よりも先づ神事には昔よりヤナ株の者が出なければならぬのであるから入牢・他參留を免じて貰ひたいと交渉したところ、多三郎は「築株之者神事出役之儀」を知らぬわけではないが今まで無届ケで出向いて居つたことは不埒であり第一表向きに「築株神役」などと口にすることも許し難いと云ひ、結局ヤナ株の者を神事に差出すこと相成らんと云ふので愈々仕方なく江戸へ出て上田家へ直接歎願したところ陣屋役の添簡がなくては受けられないなど無理なことを云ふから一旦歸村し、改めて京都町奉行所より添簡を貰つて再び江戸へ赴き文化五年九月より寺社奉行松平右京亮輝延の吟味を受けたところ同六年四月には萬事これまで通りとの和談が成立したので濟口證文を評定所へ差上げて歸村したわけである。

「その後、七年七月まで古來のまま何事もなく過して來たところ七日の七夕神事に當り吉川村の村役人が妨害したためヤナ株人は出るに出不れず神事を勤めることが出来なかつたのである。

「そこで同年八月には再び寺社奉行所に訴へ出で松平右京亮の吟味を受けたのである。その時、西村多三郎は「六年四月の濟口證文に「村々一統」とあつたので兩度の大祭だけかと存じて居りましたところ虫干と稱し七夕にも神事が有るやうに申しますが判らぬことと思ひましたし、また神主より何の交渉もありませんでしたから」と釋明した。しかし「神主より交渉の有る無しに拘らず總べて濟口證文の通りに實行しなければならぬものである」との判定が下された。その後の吟味に於ても「大祭兩度に限るとの文言がない限り如何なる神事社用にも出役せ

しむべきである」と云はれ、多三郎は返答に困ったか病氣と稱し其の後は代人が吟味を受けるやうになつた位であつた。

「しかるに松平右京亮は轉役となり松平右近將監武厚に引渡されることとなつたけれど吟味の結果は矢張り「大祭兩度の外の神事社用や獵魚神獻のことも是迄通りに致すべきである」との判定が下されたのである。尤も書類の調査や整理に手間取るから一旦歸村するやうにとのことであつたから國元にて何分の沙汰を待つことにした。これが文化十五年即ち文政元年十二月のことであつた。

「かくの如く永年にわたる紛争であつたから其間に神事を勤めることが出来なかつた、ゆゑ五條村・吉川村以外の氏子村の村役人も心配して種々奔走したが何時も効を奏さなかつたので、吉川村側では論外の氏子村が騒いでゐるやうに逆宣傳して神主を窮地に墜れ村方にてヤナ漁場を支配し五條村〔神吉〕・須原村〔新之丞〕・井口村〔源次〕の三株をも奪ひ取らんとする陰謀を強化し、神事に當り村用に差障へるなど、稱して獵魚神獻を妨げやうとするので永らく神事を勤めざるは畏多い次第と思ひ一時の解決にと心ならずも相手方趣意通りの書類に調印してしまつた、文政六年のことである。

「翌七年二月、江戸へ赴いて松平右近將監に代つた水野左近將監忠邦に事情を訴へたところ一旦調印した上は如何ともするを得ないと申し渡され、神主井口播磨も「時運之至り」とあきらめたけれど井口勇助としてはヤナ漁場を掠め取られた上に神事まで違例に及んでは神慮は申すまでもなく先祖に對しても申譯なしといふわけで改めて抗訴したところ却つて「揚り屋被^四仰付^六」られ病氣になり、須原村の新之丞も證人として江戸へ出て來たが之

また病氣となつてしまつたので新之丞は萬事これまで通りに願ひたい旨を申出で、歸村した。しかし彼は前年の濟口證文に調印してゐなかつた、ゆゑ再び召出されたので弟新吾が代つて江戸へ下り「この紛争は如何になつてもよろしい、このまゝでは往復費宿泊費にも堪へられません」と悲鳴を擧げたので愈々訴訟方も斷念して相手方趣意通りの濟口證文を遂に認め^{文政七年七月}たのである。

「かくして歸村して見れば紛争中に諸神事は全く類廢し歎はしき次第となつてゐるから改めて訴へたいと思ふけれど既に費用もなくなつたし、何しろ相手は事馴れてゐる上に主家の武威を笠に被てゐるから到底ものにはならないと思ふ。しかし出来ることならヤナ税の上納法も普通りとし獵魚神獻も故障なく行はれるやうになし且つヤナ漁場は吉川村支配のものであるといふ證文を取消さしてほしいものである。」

右は此紛争に於ける訴訟方の手に成つた史料であるが、これに照應すべき相手方の史料として文政六年十二月日附の「爲取替一札之事〔第六二號〕を豫め引用する。これは上田家の代表とも見るべき里見十藏より井口勇助宛てたもので大要次の如くである。

「文化七年八月、井口勇助は再び西村多三郎を相手取つて寺社奉行所に訴訟を起した。多三郎は書面で返答したこともあつたが病氣のため岡村瀨兵衛を代理として吟味を受けしめた。文化八年十一月には證人も呼出されて吟味を受けたが、同十二年四月には奉行が替つたし岡村瀨兵衛が病死して中場半吾が代つたりした。しかるに半吾も病氣になつたため里見十藏が代つて吟味を受けるやうになつた。

「文化十五年即ち文政元年十二月には一先づ歸村せよとのことで訴訟方も相手方も國元にて何分の沙汰を待つてゐるが、その間に和談を進めてよいとのことであつたから氏子村庄屋どもが奔走して熟談内済に盡力してくれ

た。その間、文政五年には又も奉行が替つたといふことを聞いた。

「さて熟談の結果は次の如く——(イ)ヤナ株を所持せるものを神人とか下社家とかいふやうなことの無い旨は文化六年の四月の濟口證文にもある如く吟味の上で明白になつてゐる。(ロ)四月五月兩度の祭禮は村々一統のことであるからヤナ株人の出役も認めるが正月三ケ日・七月七日その他の社用には吉川村の公用に差支へない限り取扱人〔仲裁した者〕より雇ふといふ形式で差出す。(ハ)ヤナ税も文化六年四月の濟口證文にある如く吉川村々役人が取立て上田家陣屋より大津代官所へ納める、といふのである。かくの如く一同納得した上は再び紛争のない様になければならない。」

右の二史料が語るところによつて事件の大意は畧々明にされたと思ふが、本稿の目的は有るだけの史料を用ひて此紛争の事實を先づ穿鑿しようとするに在る。そして事實を羅列する間に神社とヤナ漁業との關係・或はヤナ漁業者間の慣習や制度なども明になるであらう。また此紛争を社家なり武家なり夫々一個の社會的勢力として對抗せるものと觀察し其の經過や結果を研究することも出来るであらう。

二

先づ第一に紛争の當事者を説明しなければならぬが、個人的にいへば井口勇助と西村多三郎との對立であつた。井口勇助は兵主神社の神主が幼年であつたから之に代つたもので所謂「神主後見人」であつたが神主は代々井口宰相と稱したのである。當時の宰相は幼名を常丸と云ひ勇助の兄宰相(藤丸)の長男であつたから勇助と常丸とは叔甥の關係に在つたわけである。藤丸や勇助の父に當る先々代の宰相は隱居名を助之進といひ享和元年〔寛政十三年〕に病死し藤丸は文化三年に病死したのであるが常丸は當時十二歳であつた。常丸が十四歳の時、先例によつ

て家督相續の旨を氏子村々へ披露したのであるが、それは文化五年十一月のことであつた。翌文化六年九月十九日には京都白川家の命令により「宰相」を「播磨」と改めたが叔父勇助の後見人たることには變りなかつたのである。要するに井口勇助は神主ではなかつたが名實共に神主家を代表するものであつたと謂ふべきである。

兵主神社の氏子村は十七ヶ村に分れてゐたが、その一に吉川村があつた。吉川村は寶永十二年以來、上田家の知行所であつて、この事件が起つた頃の當主は彌右衛門〔能登守〕であつたが文化八年五月二日に病死したので同八月一日に左太郎が家督を相續した。この上田家知行所吉川村には陣屋役として西村多三郎が駐在してゐたが、父の多右衛門なるものは、當時、江戸屋敷に詰めて居つた。この西村氏は近江國野洲郡の出身であつたとのことである。要するに多三郎が吉川村に於ける最高権力者であつたことと吉川村が私領に屬してゐたこと等は注意しなければならぬところである。

前に此紛争の當事者は井口勇助と西村多三郎であると述べたけれど西村多三郎は事件の發端には現はれてゐないのであつて最初に井口勇助と衝突したのは吉川村々役人である。これら村役人と西村多三郎との間に最初から直接の連絡があつたとは考へられない點もあるけれど、利害を同じくするために合流したことは當然の事實であり西村多三郎が表裏を通じて指導的地位に在つたことも勿論であつた。

三

さて此事件に關する最初の史料は井口勇助より西村多三郎にあてた文化五年三月日附の口上書〔第四九號〕であつて吉川村村役人が野洲川尻のヤナ漁場は村方の「小物成場所」であるから他村の者〔例へば神主の如きも五條村に住む〕は

「出作」として取扱はるべきであると主張するけれど吉川村々役人と争論しては上田家に對しても恐縮であるから和談したいと思つた、しかし村役人どもは約束を守らなかつたから陣屋役に於て諒解して頂きたい、ヤナ税を神主から大津代官所へ直接上納しても別に上田家の差障りとはなるまい、と云ふのが其要旨であつた。しかし文中に「野洲川尻築之儀ハ當社舊式ニ御座候而私惣司ニ而下役二十軒之者共差配仕」とあるは——恐らく事實に相違ないとしても——後の史料が示す如く、西村多三郎や吉川村々役人の最も不愉快とするところであつた。殊にその「不愉快さ」は抽象的な感情だけではなく具體的な事實からも生れたものであつたのであるから、この紛争が深刻化し少くとも時間的には十八ヶ年を要したことも無理からぬところであらう。尤も年月を要した一因としては裁判事務の滯滞を擧げることも出来るし、また「熟談内濟」主義の影響とも謂へるのであるが、神主側の態度が徹底的に強硬であつたことは最大の原因であつた。いづれにせよ井口勇助が西村多三郎に口上書を提出した頃では社家對武家の抗争に非ずして神主側より觀れば村役人とはいへ相手は「氏子百姓」に過ぎなかつたのであるから、陣屋役西村多三郎の公平なる裁斷が待望せられたわけである。少くとも井口勇助は武家との抗争を避けようとしたのである。しかるに西村多三郎は即座に裁斷を下さず、一應、江戸屋敷へ請訓して善處すると稱して時間的餘裕を作り、その間、對策を講じたものゝ如くである。これが此紛争の第一段であつて西村多三郎の意見は表面に現はれてゐない。

しからば吉川村々役人の主張するところは如何なるものかと云ふに

イ ヤナ税は吉川村の手で納めてゐるからヤナ漁場は吉川村の請負場所である

ロ 神人の株とヤナの株とは必ずしも一致するものでなくヤナ株は神人以外の者でも買取ることが出来る筈である

と云ふのである。これに對して神主側は

イ ヤナ税を納めて貰つてゐるのは當方から依頼してのことで野洲川は天領でありヤナ漁場は兵主神社の請負場所であるからヤナ税は直納するのが原則である

ロ ヤナ株と神人の株とが分離したなら「太神宮供御調進之御神事」が退轉することは明白である
と云ふのであつた。そこで結論としてヤナ税は神主から大津代官所へ直納しようといふことになつたのであるが、このヤナ税直納の手續を復活せしめようといふ意圖は茲に初めて生じたものではなかつたのである(註)。されば神主側より諒解を求められた西村多三郎は暗黙裡に村役人の主張を支持し却つて神主側の既得権をも侵害せんとしたので紛争は第二段に入つたのである。

即ち西村多三郎は一應江戸屋敷へ報告すると稱して時間的餘裕を作り一方では吉川村在住のヤナ株人(即ち神人である)を役宅に呼び出し一人づゝ尋問したのである。多三郎はヤナ株人に對して「吉川村地先のヤナ漁場は「兵主之築」と神主は稱するが汝等も之に同意するか或は吉川村請ケのものであると申すか何れか」と問ふたのとこのである。しかるにヤナ株人十四名のうち四名は頑強に吉川村請ケのものであるといふことを否定したため入牢を命ぜられたので残り十人は仕方なく肯定したが、他參留を命ぜられるといふ有様であつた。この場合だけで云ふと西村多三郎と吉川村在住のヤナ株人との抗争であつたが前者の優勢は殆んど絶對的であつた。しかしヤナ株

人——神人の背後には神主・神主の背後には氏神兵主大神宮があつたから決して單純に陣屋役と神人との抗争とのみ云ふことは出来なかつた。多三郎は直に神主を相手取らずして先づ神人を壓迫したのである。たゞ神人の殆んど全部が入牢・他參留となつたため神主としては祭禮の場合に困らなければならなかつた。果して四月二ノ酉の日の大祭が近づきつゝあつたから愈々陣屋役と神主とが接せざるを得なくなつた。即ち陣屋役西村多三郎は神主後見人井口勇助を役宅に招き「例のヤナ漁場は吉川村請ケのものであることを承認せよ、でなければ入牢・他參留を免すことは出来ぬ神役勤仕も許さぬ」と主張したから、神主側では「論争は後日に譲り當面の問題として入牢・他參留を免して貰はなければならない」と希望したところ仲裁に立つ者があつたので非公式に免されて神事を務めることが漸く出来たやうな次第であつた。かくして四月の祭禮は曲り成りにも済んだのであるが陣屋役と神主との意見が一致した結果ではなかつたから神主側でも適當な對策を講じなければならなかつた。すなはち神主としては京都の町奉行所に訴へるといふことも考へたのであるが、上田家代々の兵主神社に對する崇敬もあり先づ上田家に直接交渉するのが穩便であらうといふわけで井口勇助は江戸へ下つたのである。これは恐らく文化五年六月か七月かのことであらう。

さて江戸の上田家屋敷に於ては井口勇助の歎願に對し陣屋役西村多三郎の添簡を必要とする旨申渡しただけであつたのみならず當時江戸詰メであつた多三郎の父多右衛門は勇助に向つて「早く歸村し多三郎へ心得違ひであつたといふ一書を差出せば解決する」と放言したので勇助より詳しく説明したが、多右衛門は「寛永十二年上田家江御納領之已來ハ吉川村之物故、賣買可致答ニ有之、且又神役之儀ハ神主持前之事ニ而百姓に無之」などと主張

するのであつた。これを以て觀ても陣屋表と江戸屋敷との間には既に連絡・諒解の成立してゐたことが明白であるから神主側が上田家と直接交渉せんとする方針は全く無意味であつたといはなければならぬであらう。そこで井口勇助は一旦歸村の上、文化五年九月初旬、京都西町奉行所よりの添簡を得て再び江戸へ下り遂に寺社奉行へ訴出るといふことになり紛争は第三段に入つたのである。

文化五年九月二十三日附の「乍恐以書付奉願上候」なる文書(第五三號)は神主より寺社奉行に提出したものであるが、この紛争が第三段に入つてから最初の史料であらう。しかるに當時の掛り奉行脇坂中務大輔安董は上田彌右衛門と親戚關係にあつたから松平右京亮輝延へ改めて願ひ出でよと命ぜられた。同年九月二十九日附の「乍恐以添書奉上候」なる文書(第五五號)は即ち松平右京亮へ提出せられたものである。

かくして松平右京亮が自ら井口勇助と西村多三郎とを取調べたのは文化五年十一月二十五日のことであつた。まづ奉行は勇助に向つて「神供漁場といふは何時頃より始つたことか」と問うたので勇助は「昔からのことではまりは判りませんが明應・天文頃の書類を持つて居ります」と答へた。そしてその書類を差出したので奉行は手に取つて見たが非常に古いものであるから感心したやうであつた。そこで奉行は多三郎に向つて「右漁場は社領であるといふことだが相手方にも何か證據書類があるか有るなら差出せよ」と命じたので多三郎からは「吉川村運上勘定書」といふものを差出した。多三郎の考へでは從來ヤナ漁場の運上(この場合は小物成であつた)を吉川村より上納してゐるから村方の請持漁場であると主張するつもりであつたと思はれる。しかるに奉行は多三郎に向つて「この帳面にヤナ運上も一緒に記載せられてゐるからと云つて神供漁場でないといふことにはなるまい」と申

し渡され勇助に向つて「多三郎を相手取つて訴へた趣意は如何の事か」と問うたので勇助は「神事に勤仕せんとするものを差留めたゝめ吉川村在住の神人が参りませんから神事が行はれません」と答へたところ多三郎が「私は差留めません神事怠慢の儀は勇助の責任です」と抗辯した。すると奉行は多三郎に向つて「神主が神事を務めないといふことがあるか其方が差留めたのであらう不埒である」と大聲で叱り付けたとのことである。

かくして此の日の取調べは終つたので夫々引取つたといふのであるが、これら取調べの光景は訴訟方の日記（本書には採録せず）によつて述べたものながら理に於て訴訟方の主張が正しいものの如く考へられるではないかと思はれる。とにかく訴訟方では西村多三郎の神事妨害を表面の問題として狙つてゐるのであるが、これは神主の立場として當然の策戦といふべきであらう。それに對して西村多三郎はヤナ漁場が吉川村請持である限りヤナ株と神役の株は別々であるから陣屋役として吉川村在住のヤナ株人に入牢・他參留を命じたため神事が妨げられたとしても直接の責任を負ふべき筋でない主張せるものと察せられるのである。要するにヤナ漁場が兵主神社の請持場であるか吉川村の請持場であるかが根本の問題であつて翌文化六年一月二十六日の留役人清水兵藏の吟味に於ても正しく之が論ぜられてゐるのである。

清水兵藏が勇助に向つて「多三郎は神事を妨げんとしたのでないと申すが事實とすれば漁場の論ではないか」と問うたから勇助は「神事はヤナ株の者共が出なければ行はれないものでありますのに多三郎が彼等に入牢・他參留を命じて居りますから従つて神事を妨げることになります」と答へたところ清水兵藏は多三郎に向ひ「何故入牢・他參留を命じたのか」と問へば多三郎は「彼等が新規に運上を直納したいと申したり或は自ら兵主神社の

社家など、稱して我儘をするから意見してやつたまでです」と辯解したところ清水兵藏より「意見ではあるまい」と叱られて西村多三郎恐れ入つたといふことである。なほ清水兵藏は井口勇助に向ひ「ヤナ株人が社家と申すには何か證據でもあるのか」と尋ねたので勇助は「ヤナ衆の百姓を社家と稱するは天文十五年の文書にも見えてゐるところで慣習として社家などと申しますが社附の社家ではなく名目だけのことにて平常は百姓であります」と答へた。即ち社附の社家は五條村の井口氏だけで所謂神主であるがヤナ衆神人どもも神事に關係を有したから社家とか下社家とか神主下役とか稱して一種の特権を有してゐたのである。しかもその大部分が吉川村在住の百姓であつたために村役人や陣屋役人からすれば、種々なる意味に於て不愉快なる存在であつたのであらう。こゝに此の紛争の少くとも一因があつたと思はれる。

なほ文化六年二月二十七日には留役人清水兵藏より原告・被告に申渡すところがあつた。それによると井口勇助に對しては「神供漁場に關する證據書類は室町時代のもので江戸幕府の與り知らぬところであるから之を認めることは出来ない、下社家の儀も慣習といふだけでは認めることが出来ぬ、矢張り百姓神役たるにすぎないものである」と斷じ西村多三郎に對しては「ヤナ漁場は神主請負のものでヤナ株所持の百姓に配分して漁業を営むものであり吉川村も兵主神社の氏子村に入るのであるから神事出役とか漁魚神供とかは許すべきである、さうなればヤナ税の上納も従前通り吉川村で取次げばよい、またヤナ株人の權利義務も仕來りのまゝ認めるべきである」と命じたのである。要するに公平なる第三者より觀れば「故障可申筋無之」き事件であつたといふことになるのであつたが、事實、簡單には解決しなかつたことから考へても西村多三郎の意圖は頗る根強きものであつたらし

い。即ち留役人清水兵藏の命するまゝならば明に多三郎の敗北であつたが、事件は所謂「熱談内濟」主義の直接交渉に移され文化六年四月十一日附の「差上申濟口證文之事」〔第五九號〕に於て一段落を告げるまで可なりの曲折があつたのである。

さてこの濟口證文によると

イ ヤナ税は神主井口宰相〔文化六年九月十九日・播磨と改む〕より大津代官石原清左衛門へ直接納付せず上田家陣屋の取次ぐべきこと

ロ ヤナ株所持の者を下社家など稱することなきも神事には必ず出役せしむべきこと

に協定が成立したのである。かくして「再應御日延奉願上、得と掛合之上、熱談内濟仕候」次第であつたがこの濟口證文では根本問題たるヤナ漁場が神社請ケのものか村方請ケのものか明示されてゐない。前にも述べた如く留役人清水兵藏は「漁場神主請負、右百姓共〔ヤナ株人を指す〕へ配分爲致置候」ものと認定したのであつたがこの點を濟口證文に於て曖昧にしてしまつたことは西村多三郎として成功といふべく井口勇助として讓歩といふべきである。尤も三月二日より四月十一日までの間に行はれた直接交渉の跡には兩者の素志が自然と躍動してゐるから参考のため極めて簡単に要點を指摘して置きたいと思ふ。

西村多三郎と井口勇助との下相談は三月の二日と五日とに行はれ七日には熱談のため十五日まで猶豫せられたき旨を奉行所へ願ひ出でた。そして十日に兩者は會談したがその時に多三郎が要求したものは次の如き大意の一札であつた。

イ 今まで供御調達のヤナなど、申立てたりヤナ税を直納するなど、願出でたりしたのは神主側の心得違ひであつた

ロ 吉川村百姓にしてヤナ株を所持するものを下社家とか神主下役とか稱したのも神主側の心得違ひであつた

ハ ヤナ株の内に神主も一株を有するが今後は社家名儀で支配せず「百姓名前を以、立入可申」く尤も神事にはヤナ株人の勤仕するを許されたい

しかも多三郎は神主をして「勿論吉川村川築之儀ニ付當社兵主太神宮ニ相拘り候筋、毛頭無之、且又吉川村御百姓之内に兵主太神宮社家ニ而神役被相勤候筋之者、壹人も無御座候」と確認せしめようとしたのであつて茲に能く多三郎の素志が現はれてゐるのである。勿論かくの如きは神主側の承知すべきところではなかつたが、十二日には立花村の藤藏なるものが仲人として井口勇助を訪ね〔江戸に於ける勇助の宿は神田柳原岩井町の榮屋源七方であつた〕大要次の如き爲取替證文案を提示した。

イ ヤナ税は上田家陣屋より取次ぎ上納すること

ロ ヤナ株所持の者を兵主大神宮下社家とか神主下役とか稱することなし

ハ ヤナ株のうち一株は神主所持するも社家名儀では支配せず尤も神事には勤仕すべきこと

といふのであつた。こゝに於て多三郎の要求は稍々緩和せられてゐるかの如く観えるけれど社家の特權を飽くまでも無視せんとする態度には變化なきものと謂はなければならぬ。これに對して井口勇助が藤藏に内示した濟

口證文案には神主側の主張が力強く現はれてゐる。即ち

ヤナ漁場は兵主大神宮神供調進の魚漁請持場であり、その税を大津代官所に納めるのは野洲川筋が天領であるからであり、たゞ吉川村の取次ぎで納めるのは便宜上の手段であり、ヤナ株人は神役に勤仕すべきであるといふわけで、神主側としては「仕來之神役、無_二故障_一右吉川村築株之者共差出吳候者何_二而_一も御吟味可_レ奉_レ請義無_二御座_一」き問題であつた。かくの如く兩者の主張は對立してゐたが十五日には再び藤藏と勇助との會見が行はれた。その際、勇助の内示した文案は

イ ヤナ漁場は大津代官所の支配で神主の請負としヤナ税は上田家陣屋より取次ぎ上納す

ロ 祭禮には氏子村全部が仕來り通り勤仕す

ハ ヤナ株所持の者は神事社用に出役し社懸銀は免除せられるが社附の社家ではないことを確認する

といふ程度のものであつたが、藤藏の意見では和談の成立困難であらうといふことであつた。以上で井口勇助の日記は中絶してゐるが、文化六己巳年三月日附〔第五七號〕井口勇助より西村多三郎にあてた「一札之事」と同年四月日附〔第五八號〕西村多三郎より井口勇助にあてた「一札之事」とによれば、この二通が前に引用した四月十一日附の濟口證文の前提となつてゐることが判るのである。即ち勇助は

イ ヤナ税は上田家陣屋より取次ぎ上納せらるべきこと

ロ 吉川村のヤナ株人を下社家とか神主下役とか稱せざることに

ハ たゞし祭禮の場合は村々一統之義故これまで通り吉川村のヤナ株人も出役されし

と申出で多三郎も同様右三ヶ條を確認してゐるのである。かくして文化五年三月以來の紛争は翌六年四月十一日附の濟口證文〔前出〕に於て一先づ公式に落着いたのである。尤も井口勇助の日記によれば同年四月二十日・五月五日の祭禮にも矢張り小競合ヒがあり九月には神主側より京都町奉行所に訴へたりしたこともあつたらしい。しかし此時は吉川村村役人を相手取つての訴訟であつたから「元來先方地頭所へ拘り候儀ニ付百姓斗相手取願出之儀ハ筋違之儀」とて却下せられた。神主側としては氏子百姓を相手取つて解決しようと欲した——換言すれば神威を以て臨まんとしたが此策戦は遂行に困難があつた。すなはち宗教的支配力と政治的支配力とに於ては後者が遙かに強大なりし時代であつたのである。

(註) 本事件に關する最初の史料は、文化五年三月日附の井口勇助より西村多三郎に宛てたる「口上書」であつたが、これより約九年前、即ち寛政十一年四月日附の井口宰相より大津代官所に宛てたる「乍恐奉願上候書付」〔第四八條〕も亦、有力なる参考史料として殊に時間的には最も古い史料として重要視しなければならぬわけである。

この史料の内容を略説すると大體次の如くである。

「兵主大神宮の神主井口宰相は往古より野洲川筋の築獵惣司で二十人の下役を差配し來つたものであるが、一同よりの運上銀は大津代官所へ直納してゐたのである。しかし大津まで出向くことは難儀であつたから上田彌右衛門の知行所たる吉川村を通じて取次いで貰ひ、足代として百文づゝ別に差出すといふ方法を採用した所、いつともなく吉川村の取次ぎ上納とは考へず一旦上田家へ上納し更に同家より代官所へ上納するものゝ如く考へられる様になつた。

「運上銀のことであるから何れでも損得はないけれどヤナ漁業者一同は兵主大神宮と特別の關係を有するものであるから上田家へ上納する如く考へられては甚だ困ると思ふ。

「殊に吉川村とは先年も少しばかり争論を生じたことがありヤナ税を吉川村の領主へ上納するが如くに考へられてゐると將來また争論を

起すやうな原因にならないとも限らぬ井口宰相を責任者と認めヤナ税は之を大津代官所へ直納させて貰ひたいものである。」これによつて明かなる如くヤナ税直納の問題は夙に考慮せられてゐたと謂はなければならぬが文化五年の事情としては神主側から積極的に要求したものでなく吉川村側よりの既得権侵害に對する自衛策として受動的に要求せられたものと稱することが出来るであらう。換言すれば寛政十一年頃に神主側の憂慮してゐたやうな情勢が實際に出現したため神主側としては從來の方針によつてヤナ税直納を主張したものと解すべきである。

上田家陣屋役が神主側のヤナ税直納主張を極めて不快なるものと考へたことは、それが神主側の既定方針であつただけに蓋し當然なものであつたであらう。とはいへ陣屋役や吉川村側が神主側のヤナ税直納を否定せんとしたことを正當なる態度と謂ふのではない。

なほ寛政十一年四月日附の史料に於ける井口宰相は井口勇助の兄「藤丸」であつて文化五年以後の事件に於ける「井口宰相（井口播磨）より言へば父に當るわけである。」

四

以上で紛争の内容は概ね明白になつたわけであるが、事件そのものは未だ終結したのではなく屢々同様の事態を繰返へして徒に年月を重ねるばかりであつた。その間の事情は井口勇助の日記によつて窺ふことが出来るけれど史學的には大なる價值を有するものと考へられないから略記するに止めよう。

即ち紛争の第四段は文化七年七月七日の七夕神事を吉川村側にて妨害したといふことから展開するのであつた。井口勇助は又もや江戸へ下り八月末より活動を始めたが、役所の都合や西村多三郎の病氣やらで少しも捗取らなかつた。漸く同年十一月二十九日に西村多三郎と會談することが出来たけれど多三郎は相變らず「築場之儀ハ彌右衛門様御請負場と申ニ取極候ハ、神事之儀ハ是迄通罷出候取斗可申」と主張するので内交渉も破談となり

翌八年になつても多三郎の病氣で吟味流レが續き、そのうち四月の祭禮が近付いて來た。この年の四月の祭禮日は十四日に當つたが、吟味中は神事差留メの命令が下されてゐるので神主は氏子との間に立つて非常に苦慮した、即ち神事怠慢の責任を負はなければならなかつたのである。かくして神主側は本務に忠實ならんとすれば經濟的特權を放棄しなければならぬ破目に追ひ遣られつゝあつたといふことが出来るであらう。

とにかく西村多三郎の病氣が永引くので八年五月十九日の吟味には岡村瀬兵衛なるものが代理したけれど餘り事情を知らない様子であつた。尤も瀬兵衛の申立に「出水の節など土手普請があつてもヤナ株人どもは神事社用を口實にして協力しないから甚だ難澁いたします」とあるのは注意すべきでヤナ衆神人が特權を濫用したであらうことは想像に難くないところであつて斯の如きことも紛争の一因に數へるべきであらう。なほ吟味は六月二十七日・七月六日と續けられたが七月二十九日には矢張り「從來の慣習によるべきである」といふ結論に達してゐる。しかし極めて消極的な判定であることを認めなければならぬ。かくして又々「熟談内濟」主義の直接交渉に移つたのであるが十月九日まで數次の接洽も甲斐なく破談となり同十一日には破談届書を双方より差出してゐる。そこで同二十日には吉川村の村役人とヤナ株人を残らず召出されることに決定したが十一月二十四日には一同が江戸に着到した。そして彼等も共々「熟談内濟」を努めたが効を奏さなかつた。井口勇助は年末に江戸を出立し翌九年一月四日に歸村したが同月二十五日には江戸へ戻り相變らず接洽に努力した。しかし四月三十日には上田家より交渉を八月まで延期したいと申込んで來たので仕方なく之を認め、八月三日には書面で「神事に當り吉川村用に故障なきやう相談してヤナ株人に出役を依頼するといふことは他の氏子村との振合ひから云つても出

來ないわけである」旨を申し送つたところ、翌四日には岡村瀬兵衛より書面で「往古々々以_三相對_二御頼被_レ成候事と考へるから神主側より神事出役を依頼すべきである」と主張して來たため、幾度か押問答の末、九月十一日には破談届書を差出したが、その頃から上田家側の主張には「村用村普請等ハ表向用、神事ハ信心ニ依_レ而出候事」といふ意味が加へられて來た。これは注意を要するところである。されば神主側では十月八日に「獵魚神獻のこともヤナ株の者が信心によつて爲すもので勝手次第といふことになつてはヤナ漁場も神社と無關係になつてしまひます」と訴へたのである。

とにかく理非曲直は別として交渉は幾度か破談を重ね文化九年から十年になつても和談成立の見込がなかつたけれど十二月十日の吟味に於ては矢張り「萬事これまで通りにすべきである」といふ判定を下された。しかし如斯き判定が何度下されても實際上の効力はなかつたものと考へざるを得ない。

文化十一・十二年は史料を缺くので確實なことは判らないけれど恐らく事件は行詰り状態にあつたものとしか思はれない。この推測は文化十三年の史料によつて新事態の發生を知ることが出來ないから大過なきものといふべきであらう。

文化十三年には一月・二月・三月と接渉が續けられた模様で五月には吟味があつたけれど折から野洲川の出水で關係者も歸村したため八月まで延期となる。

八月になると九日に吟味があり上田家の代表は中場半吾といふもので「御運上直納ニ致度杯と不法之義申懸候ニ付」紛争を生じたのであると云ひ詳しい事情は知らない様子であつたが、上田家の主張が「運上直納」に拘泥し

てゐたことは明白である。かくして井口勇助の日記は八月二十四日に破談届書を差出したことを以て中絶するからその後の事情は明かでない。しかし冒頭に引用した總括的史料によれば文政元年(文化十五年)にも「萬事これまで通りにすべきである」との判定が下されたものの如くであるから、やはり斷乎たる解決は望むことが出來なかつたに相違ないのである。

しかし「違變出入曖記」(本書には採録せず)なるものによると神事を永い年月にわたつて勤めないため氏子一同も心配してゐるから丈助(八夫村庄屋)・喜助(提村庄屋)の兩名が仲人として和談を成立せしめたといふ。文政六年十二月二十九日のことである。尤も井口勇助は翌七年二月十六日には濟口證文の訂正を訴へてゐるから曲折を免れなかつたものゝ如く「納得連印可_レ仕存念者無_三御座_二候得共神事不_二相勸_一ニ付……論外之故障出來候而者奉_レ恐入_二候_一付無_三是非_二く承諾したといふ状態であつた。

なほ茲に注意すべきは須原村在住のヤナ株人新之丞の態度であるが、文政七年四月十三日の吟味に於ては「ヤナ株を奪はれるやうなことなく漁魚さへ是迄通りに出來ますならば外の事は如何なつても構ひませんけれど吉川村々役人など株外の者より干渉されては困ります」と答へ、神主側の重大視してゐる神事妨害の問題に關しては冷淡な態度を示してゐるやうである。尤も同月二十七日の吟味に於て新之丞に代つた弟新吾は「もともとヤナは社附のものど心得てゐる」旨を答へたやうで必ずしも神主側に不利な證言ではなかつたと思はれる。

文政七年五月中のことは史料が無いから不明であるが、六月十七日附(第六四號)井口播磨より寺社奉行所あての「乍恐以書付奉願上候」によれば、井口勇助は「御吟味中先達而揚屋入被_二仰付置_一」れたことが判るのである。

これは最初に引用した史料にも「揚リ屋被_二仰付_一」とあるに符合するものであつて濟口證文に調印したる後また抗訴したからであつた。井口播磨は叔父が病身であり昨今の暑さでは「一命之程も難_レ斗_レいと歎願したのであつた。七月に入ると重要な史料〔第六五號〕がある。これは二部より成るもので其の一は吉川村々役人より取扱人たる喜助(八夫村庄屋)・丈助(堤村庄屋)などに宛てたもので十二日附であり其の二は喜助・丈助より井口播磨に宛てたものであつて勿論前者は寫シである。

先づ前者(第一部)によると、紛争が永引いて氏子村一同が心配してゐるので喜助や丈助などが盡力して文政六年十二月に濟口證文その他を調製し翌七年二月には關係者一同が江戸へ上つたのであるが井口勇助は之に違變を申立てるといふやうなこともあつて一時は頓挫したけれど遂に納得することとなつたから吉川村々役人として取扱大へ次の如き一札を入れて置く——例のヤナ漁場は社附のものと神主側では主張したが吟味の結果「吉川村支配ニ相違無之」きこと判明しヤナ税も村役人が取立て上田家陣屋より大津代官所へ上納することとする。尤も神事社用には吉川村の公用に差支へなき様にヤナ株人を雇ふこととする。たゞし村役人としては將來とも故意に妨害するやうなことはしない——といふのである。

何故に如斯き一札を吉川村々役人が入れたかといふことは、後者(第二部)によつて判明する。即ち「吉川村の公用に差支へなき限り」といふのでは故意に差支へ有りと申立てられても仕方がないではないかと云ふのが井口勇助の意見であつたから別に村役人より一札を取つたわけである。これで勇助も承服したから七月十二日に濟口證文を差上げたところ同二十二日には開濟ミとなつたのである。

かくの如く紛争は第四段に入つて最も永く水掛ケ論に終始してゐたが遂に神主側の敗北を記録して幕を閉じたわけであつた。かくして冒頭第一に引用した總括的史料が茲に挿入される順序となるのであつて、これこそ十八年の間ほとんど孤軍奮闘し通した敗軍の將・井口勇助が謂はゞ兵を語つたものであり「何分強勢之者共故、此未相手取御願可_二申上_一力も無_二御座_一候、心外ニ消光仕候」と述べてゐるが之を以て此紛争の終幕辭とすることによつた。

以上で煩はしくも事實の穿鑿を終へたのであるが、史料の多くは訴訟方のもので相手方のものは少いから此の點は考慮に入れなければならぬ。尤も相手方の趣意書の如きものがあるから或程度まで兩者の主張を比較することは出来る。たゞ第三者の意見が不徹底なものであることは別の考察には都合の好いところもあるが甚だ物足りないやうに思はれる。

五

この紛争の發端は吉川村の村役人が兵主神社の神供漁場を吉川村の小物成場所であると云ひ出したところにあつたのであるが、神主側では先づ上田家陣屋役西村多三郎に事情を述べて諒解を求めたり江戸の上田家へ直接嘆願したりしたもの効を奏さなかつたら遂に公式の訴訟を提起したのである。しかし寺社奉行所へ告訴した理由は吉川村在住の神人が上田家陣屋役によつて抑留せられた、め彼等の出役が不可能となり神事が滯滞したからといふに在つて、直接、漁場の紛争として告訴しなかつたのは神主側の策戦と思はれる。いづれにせよ神人どもが抑留せられたのは陣屋役に對してヤナ漁場は吉川村の請持場所といふことを否定しヤナ税は神主より直納すべき

ものと主張したからで漁場に關する紛争であつたことは明白である。またヤナ税の取次上納と直接上納とが重要な問題となつてゐるが、神主側の説明によると往古より神領のヤナ漁場で漁魚神獻・供御調進の重き由緒があり且つ神主以下ヤナ株人の生活は之によつて保證せられ來つたものでヤナ漁場が請持場所なることは昔より明瞭であるから、ヤナ税も本来ならば神主より大津代官所へ直接上納すべきものを、便宜上、吉川村々役人に委託してあつたので上納銀の外に年々足代として鑓百文づゝ添へて來たのは其爲めである。しかるにヤナ税取次上納を口實にしてヤナ漁場を吉川村請ケと主張しようとするから、神主請持のヤナ漁場なることを明瞭ならしむるためには原則の通り神主よりヤナ税を直納するより仕方がない、といふわけであつたのである。従つて吉川村側が右のヤナ漁場は神主請持なることを認めるならばヤナ税代納も今まで通り委託した方が便利なのであつて、根本の問題は吉川村の村役人や陣屋役人が兵主神社の名に於て保證せられてゐた既得權を認めるか認めないかに在つたのである。しかして吉川村側は之を認めないのであるからヤナ税直納は「不法」であるといふことになる。もし神主側で「不法」なることを認めなければ陣役の權限を以て吉川村在住神人の出役を許さないといふことになる。さうなれば神事の怠慢・退轉は神主の責任問題となつて事態は別の方向に展開する。紛争中は神事取止メとの命令にも拘らず或る時の如きは吉川村その他の氏子が神輿を出し騒動を起したといふことであるが、見方によつては神主側を窮地に陥れるための策戦であつたとも考へられるのである。かくの如くして神人の出役が許されるか許されないかは神主としても重大な問題には違ひなかつたが、より重大なのはヤナ漁場に於ける經濟的特權が奪はれるか奪はれないかの根本問題であつた。しかもこの問題に關する公正な判定が斷乎として下されたのではな

いから徹底的な解決に達することは不可能であつた。また假りに斷定が下されたとしても最後の解決を兩者の直接交渉に任せる〔所謂「熱談内濟」〕のでは、やはり水掛け論に終始するのが當然で、結局、經濟的に強大なる實力を有する側の主張が貫徹せられることになるわけであつた。この紛争に於て一方が他方のヤナ税直納を拒否したのはヤナ漁場の支配權を掌握せんがためであり、また神人の出役を妨害したのは神社と氏子との特殊關係を打破せんがためで茲に武家と社家との明白なる對立抗爭を見たのである。この對立抗爭に於て武家の立場が優越せることは殆んど確定的で理非曲直は別として社家は第一は財力の不足を啣たなければならなかつた。井口勇助は何回となく江戸へ下つて奔走したが文化七年の歲末には下野國の縁者方で越年したり翌八年三月には日本橋左内町の白川家役所内へ移りたいと願出でたりしてゐるし、同十二年夏の出水で社領田地は水漬ケとなり神供調進の手段もなく神主も饑渴に及ぶといふやうなことさへあつたといふし其の窮狀は可なり深刻であつたらしい。これに反して上田家は江戸に屋敷があるのであるから何等の問題もない。まして非役とはいへ三千石の旗本、その陣屋役を相手取つての論判は湖南の一社家として明に重荷であつた。

それに時勢が全く變つてゐた。神威も武威を屈せしむるに足りなかつたのである。若き神主が「誠に以て時運の至り」と嘆息して抗爭を斷念したのも亦當然であつた。しかもその老いたる後見人が神供漁場の恢復に最後まで執着したことは彼自身の時代を語るに於て意義あるものといはなければならぬ。なほ吉川村在住のヤナ株人が如何なる態度をとつたかは不明であるが恐らく神主側の立場を大して有利にしたものではなかつたであらう。彼等も實際生活の問題として神威より武威に畏服しなければならなかつたからである。須原村在住のヤナ株人が

既得權の擁護に専念して宗教的問題に関心を示さなかつたらしいことを見ても大勢を察するに難くないではないか。彼等からすれば營業權の保障は神威にてもよく武威にてもよく安全強大なることを必要としただけである。もちろん彼等が理非曲直を明にして正義のために戦はんとしても相手によつては詮方なき場合があつた。この紛争の冒頭に於て神人四名が陣屋役に反抗したため入牢を申付けられたといふことは寧ろ特記に價するものである。兎に角、この紛争の根本問題は理論的に解決せられずして實際的に解決せられたと評すべきであらう。

右の根本問題に附隨して論議せられたヤナ株人の神事出役は、本來、義務的なものであつたことは明白であるが、宮座〔神事組合としての〕に於て往々見られる如く一種の權利でもあつた。即ち「神人」とか「下社家」とかいふ稱號は普通の「氏子百姓」とは違つた社會的優越性を伴ふものであつた。従つて場合によつては之に對する反感の生ずることも當然で、この紛争に於ても之が一因たりしことは明白であつたばかりでなく此の「反感」が政治的支配力によつて支持せられてゐたことは注目し價する。

勿論この紛争が單なる感情問題より生じたものでないことは既に明瞭であるが、小にして社懸銀の如き經濟問題も關係してゐたのであつて文化十三年八月九日の吟味では評定所の役人か「今まで差出さなかつたヤナ株人の社懸銀を村役人が取立てようとしたのが「出入之根元」である」とさへ云つてゐる位である。勿論これだけが紛争の根元とは考へられないけれどヤナ株人は神人たる資格に於て社懸銀を免除せられてゐたから一の特權を與へられてゐたわけである。尤も彼等の側からは神人として鮮魚を供進したり神事社用に出役したりしても役料を與へられるわけではないと云ひ得るのである。しかしこれは表面のことで彼等はヤナ漁業者として強力な「仲ヶ間」

を結成し漁利の獨占を神威により保證せられてゐたのであるから、その經濟的特權は尠からぬものであり之に對する反感も決して單純なものではなかつたと思はれる。また彼等の神事出役に伴つては往々にして彼等が村用を故意に輕視する陋習のあつたことも問題になつたけれど、これらは明に特權の濫用といふべきで一般より反感を持たれるのが當然であつた。

要するに此の紛争は野洲川尻吉川村地先のヤナ漁場支配權を繞るもので此のヤナ漁場が所謂「神供漁場」であつた爲めとヤナ漁業者の大多數が「吉川村百姓」であつた爲めに社家對武家の抗争となり特殊な色彩を帯びるに至つた。即ち社家は宗教的關係を強調し武家は政治的關係を重視したから一の經濟的紛争も極めて複雑なる展開を見せたわけである。

また此紛争によつて示された神社とヤナ漁業者との關係は特に注目すべきもので武家側がヤナ株と神人株との分離を劃策したのに對して社家側が飽くまでも兩者の不可分を主張したところに多大の興味がある。即ちヤナ漁業者の「仲ヶ間」は同業組合であると同時に神事組合でもあつたが、この二位一體の古格に動搖を與へたものは矢張り時勢の變化であつたと考へられる。

兵主神社築衆神人の組織

近世に於ける宮座は殆んど宗教的要素をのみ有するものであつて「神事組合」と言はれる所以である。即ち神社の祭典その他に奉仕するための組織である。勿論、組織成員は氏子であるが全氏子が組織するものと特定の氏子だけが組織するものがある。大體の例では後者の場合が多い。特定の氏子だけで宮座を組織する場合には座人（座衆）が必ず何等かの特権を與へられてゐる。従つて宮座に加入するといふことは決して自由でない。排他的な色彩が濃厚なものである。しかし特権と云つても最初から権利であつたのではなく明に義務の轉化したところのものである。その義務と云ふのは氏子として神に奉仕するそれである。

中世的な意味に於ける座でも座人の義務と権利との關係は右に述べたところと同様であつたらしいが、座人の職業（生業）は非常に重要視されたものである。即ち經濟的要素を多分に有せるものであつたと思はれる。この點では近世に於ける宮座の座人は職業的に拘束せられなければならぬものではなかつた様である。たゞ自然に農耕を業とせるものが多いことは事實であつて特殊な一定の職業だけの者が集結すると云ふ例

は餘り多くないのではないかと思はれる。つまり經濟的要素が輕視せられてゐる様である。假りに排他的であるとしても職業の異同を固執するものではなかつた様である。

こゝに取り上げて考證しようとする一例は、結論を豫告することになるが、時代は近世でありながら中世的な色彩を多分に有するものゝ如く思はれる點に興味もあり意義もあるのである。

二

兵主神社は近江國野洲郡五條村に鎮座し郡中十八ヶ村（實は十七ヶ村）の氏神であつたが、古く氏子百姓の中で特定の家筋に限り神事その他社用を勤仕する者があつた。彼等は、神主即ち社附の社家に従つてゐたものであるから、下社家とか神主下役とか稱する場合もあり、或は神人株之者なども云つた。而して彼等の最も重要視し且つ神聖視した神事といふのは、兵主大明神に對する供御調進の神事であつて、野洲川尻吉川村地先のヤナ漁場で捕へた魚類を日々供進するのであつた。その場合、彼等は、勿論、漁業者であるが、平素は農耕を本業とするものであつた。即ち神社との關係に於ては漁業者であり神饌の魚類を供進するのが彼等

の義務であり、その魚類は前述の如くヤナ漁場で捕へたから彼等のことを築衆神人と呼んだのである。ヤナ衆といふのは集團的な呼稱であるが、より正確にはヤナ仲間とか築株仲間とか稱せられる場合が多かつた。個別的な呼稱としては築株所時之者とか築株之者とかである。これはヤナ漁業にのみ關係付けられた場合の呼稱であるが、神事關係に於ける神人株之者と完全に一致するわけである。故に築衆神人といふのは兩方面を合しての呼稱となすことが出来るのである。而して神社を中心とする説明では、彼等は日々ヤナ漁場で魚類を捕へて之を神前に供へ、殘部を得て之を賣却するといふことになつてゐるが、實際は毎月一日と二十八日とに供へたものらしく、また供進の殘部の方が多量であり之によつて互利を得たものなることは殆んど明白である。供進の殘部を得るに過ぎないと云ふは全く神社中心・神社本位の表面的説明である。しかし斯の如き表面的説明を必要としたところに多大の興味があるであらう。

三

神社本位に説明すれば、築衆神人は下社家であり神主下役であつて所謂神事社用を勤仕するのであつた。兵主神社の神事といふのは一年二回の大祭であつて、その一は四月の二ノ酉ノ日・その二は五月の五日といふことになつてゐた。その他、正月の三ヶ日間は參籠したり七月七日は七夕ノ神事などと稱するものもあつたりした。また野洲川氾濫の時などには警戒修理の任に當たつたりしたのである。斯の如く神事社用を勤仕

するは明に義務であつたが、また同時に権利でもあつたから、神事の當日には「百姓」でなく「社家」としての服裝を許されてゐたのである。

この「社家」にも等級があつたのであつて、神事に當り普通の者は羽織袴に大小帯刀の程度であるが、所謂「年老之社家」は烏帽子淨衣に小脇指と云つた有様であつた。年寄の社家には矢張り一老二老などの順位があつて昇進したのである。また別に「兵主代官」と稱する者があつた。これは仲間内では家筋が一定してゐるのであつて須原村の東氏が世襲したのであり謂はゞ支配人であつたが、神事關係に於ては特別の任務があつたやうに思はれない。社家として本格的なものは「神主」であつて五條村の井口氏が世襲するところであつたから、所謂「頭屋（當屋）制度ではなく家筋が一定してゐたのである。しかし井口氏の姓は井口村と關係があり（別の説明もあれど）他の神人にも井口氏があつたところから見て、頭屋（當屋）即ち一年神主の固定したものではないかと思はれる。なほ江戸時代に於ける井口氏は「白川家神職」に屬するものであつた。

以上の如き組織で彼等「社家」は兵主神社の神事社用を勤仕してゐたのであるが、彼等の最も重要視しなければならなかつたのは「供御調進之神事」——即ち神前に魚類を供進することであつて、神社本位に説明すれば「供御調進」のため築漁業を營むと云ふことになる。即ち「築魚神祇」は最高の至聖の目的であつて個人的生活の手段ではない、「野洲川

筋、兵主太神宮御手洗シ川ニ築をさし春秋獵仕、其以ニ德式をニ太神宮御神役、先例之通、急度相務メ可申儀」と云ひ「漁魚當社ニ供御仕、餘り候分ハ賣擧、私始メ下役之者共神役相續仕候」と云ひ「神役相續候者江別段役料も差遣候も無之、調進残り之魚を以、神役相續爲致」と云ひ、何れも神役相續のために缺く可からざる義務なることを強調せる所以である。故に築を設備する場所を「神供漁場」と云ひ「供御調進之漁場」と云ひ「神獵之築場」と云ふのである。

四

神供漁場に於けるヤナ漁業を中心として築衆の組織を説明するならば、ヤナ株を所持する者のみがヤナ漁業を営み得ることになつてゐたのであつて、元文頃の史料〔第二七〇號〕によると二十四株を二組十二人宛に分けてヤナ漁を営んだらしく、寶曆頃の史料〔第二八號〕によると二十株を五株づつ四口に分け一口単位で收支決算をしたことになつてゐる。

實際にヤナ漁業を営む場合には築株を所持する者（即ち株主）自身が勞働に従ふのではなく所謂「下作」をして之に當らしめ収益を折半したのである。従つて現地に在らざる株主もあつたが之は全くの例外である。株主が現地に在らざる場合などに持株を賣買譲渡することは仲間の規約によつて禁じられてゐたのである。何れにして賣買譲渡が行はれなかつたからヤナ株を所持する者の家筋は一定して居たわけであるが、家

筋の斷絶した場合などは仲間の共同管理に附せられ「兵主代官」と稱した東氏が主として世話をしたものと如くである。

ヤナ株を所持する家筋では養子をなす場合にも自由ではなかつた。養子をなすは男子相續人の無い場合で必ず仲間内より選ばなければならなかつた。しかし仲間内に適當な候補者の見當らない場合は一同相談の上で仲間外の家筋から養子を入れた。相談なく他所より養子をするヤナ株を沒收せられた。

かくの如き事情であつたからヤナ株の数は一定してゐても所持する家筋は減少することがあつた。そして減少すれば原則として復活しなかつた。例へば元文頃には二十四株があつて内二株は家筋中絶の状態であり更に一株は株主が不在であつたが、寶曆頃には存続せる家筋が二十軒となり他の四株は共同管理に附せられてゐた様である。

かくして野洲川尻のヤナ漁場は少數のヤナ株人によつて獨占せられてゐたのであるが、兵主神社神人としての彼等は所謂神供漁場で捕へた魚類を神前に供へ残部を賣拂つて生計を立てゝゐたのである。しかしヤナ漁業者としての彼等は仲間制度によつてヤナ漁權を獨占し漁獲物の一部を兵主神社に獻納して神威によつて特權を保證せられてゐたのである。

兵主神社の側から云へば、ヤナ衆神人の供進する漁獲物が祭事費の一財源となつたばかりでなく、神主がヤナ頭としての特權を有してゐたから更に別途の収入もあつたわけである。勿論この時代には神社の經濟も

神主家の私經濟と混淆してゐたと思はれるが、井口氏が代々神主であつたと同時にヤナ頭（或は獵師頭）であつたことは、これだけでも兵主神社がヤナ漁業による収益を財源としてゐた事實を暗示するに充分であると思ふ。尤もヤナ頭として神主家の収入を数字的に表すことは容易に出來ないが、一般の株主とは異なりヤナ税の四分ノ一を神主が負擔し其他ヤナ漁具部分品をも提供した（史料篇三五頁）といふ事から考へると當然収益も多大であつたと見なければならぬ。當時官邊に於ては野洲川尻のヤナ漁場を兵主神社の神領とは看做さなかつたが、それは兵主神社神主の請持場で神主が二十何人かの者に配當してヤナ漁による収益を舉げてゐるものと解してゐた。さればヤナ税は神主より大津代官所へ直接上納すべきものであつた。従つて神主がヤナ頭として統制してゐたヤナ仲間が公許の株仲間ではなく内々の一同業組合に過ぎなかつたから、所謂冥加金を上納するといふやうなことはなかつた。それだけに外部からの侵害に對する抵抗力は微弱であつた。官邊より公的擁護を保證せられてゐなかつたからである。しかし仲間内部の組織は傳統を重んじ神威を背景とする神主によつて統制せられてゐた——即ちヤナ漁業者各自は氏神の恩惠によつて野洲川尻の漁利を與へられてゐたから神饌の魚類を供進し神事社用を勤仕し、神威によつて他の侵害を防いだから神の代理たる神主の指揮に服従して特權の獨占を守らんとしてゐたのである。

五

兵主神社が古くより社領と稱せるヤナ漁場を中心として結成したヤナ仲間は、同時に社家仲間と稱したことでも明かなる如く兵主神社に附屬する宮座としての組織を備へてゐたのであるが、これは中世的な意味に於ける座の宗教的要素だけを傳へたもので他の宮座に比較して別に異るところはない。たゞこの神事組合は組合員の職業がヤナ漁業に限られ其特權の獨占を神威によつて保證せられるといふ、中世的な意味に於ける座の經濟的要素をも含んでゐた點に注目しなければならぬ。何となれば近世に於ける宮座は殆んど宗教的要素のみ有するものであるからである。勿論「神事組合」としての宮座も神事の費用を負擔すると云ふ程度のことにはあるから全く經濟的要素を有せざるものとは云へないけれども職業上の利益を擁護せんがために團結したと云ふやうな點はないと思はれる。従つて一般の宮座が神社の經濟生活に關與せる部分は極めて僅少であるけれども、兵主神社を中心とせるヤナ仲間は同社に對してかなり重要な一財源を提供してゐたものと云はなければならぬ。故に近世的な意味に於ける宮座としての組織を備へてゐたにしても經濟的要素を多分に有してゐたといふ點に於て大なる特色を示してゐるのである。即ち神事組合であつたと同時に同業組合でもあつたことは其時代が既に近世であるだけに甚だ興味を喚ぶのである。

要するに兵主神社を中心とするヤナ仲間は中世的な内容を近世的な外装によつて包んだもので「座」より「仲間」への變轉を暗示する一資料

と稱することが出来るのではないかと思ふ。
これを神社經濟史の立場より見るならば神社が漁業による収益を財源

の一とせる通例であつて、かくの如き組織立ちたる例が近世に於いて見
出された事は可なり重大なる意義を有するものと思はれるのである。

近江國野洲川築漁業史資料 終

昭和十二年九月廿五日印刷
昭和十二年九月一日發行

近江國野洲川築漁業史資料
定價 金貳圓五拾錢也

版權所有

編者	祝宮 靜
發行者	東京市芝區三田調町十番地 高木 一 夫
印刷者	東京市神田區神保町一ノ三 高田 壬 午 郎
印刷所	東京市神田區神保町一ノ三四 株式會社 開明 堂
發行所	東京市芝區三田調町十番地 アチツク ミニユーゼアム

發賣所

東京市芝區三田二丁目一番地
丸善株式會社三田出張所
(本店・各支店・出張所)

電話三田(45) 九二七番
電話三田(45) 九二七番
電話三田(45) 九二七番
電話三田(45) 九二七番

アチツク ミューゼウム 刊行書目

(アチツク ミューゼウム叢報)

- | | | | | |
|---------------------|-------------|-----------------|----------|-------------|
| 1) 早川孝太郎校註 | 愛知縣北設樂郡下津具村 | 村松家作物覺帳 | 定價
送料 | 1.50
.14 |
| 2) 竹内利美編著 | 小學生の調べたる | 上伊那川島村郷土誌 | 定價
送料 | 1.80
.14 |
| 3) 武藤鐵城著 | 羽後角館地方に於ける | 鳥蟲草木の民俗學的資料 | 定價
送料 | 1.80
.14 |
| 4) 吉田三郎著 | | 男鹿寒風山麓農民手記 | 定價
送料 | 1.50
.14 |
| 5) 高橋文太郎著 | | 武藏保谷村郷土資料 | 定價
送料 | 2.50
.14 |
| 6) 内田武志著 | 静岡縣方言誌 | 分布調査第一輯
動植物篇 | 定價
送料 | 3.80
.14 |
| 7) 竹内利美編著 | 小學生の調べたる | 上伊那川島村郷土誌續篇 | 定價
送料 | 2.80
.14 |
| 8) 知里眞志保著 | アイヌ民俗研究資料 | 第一輯
説話一 | 定價
送料 | .70
.03 |
| 9) アチツク
ミューゼウム著 | | 所謂足半(あしなか)に就いて | 近刊 | |
| 10) 稻塚和右衛門著 | 復刻木實方秘傳書 | (雲落樹植林製纈手記) | 定價
送料 | 1.70
.14 |
| 11) 宮本常一著 | 周防大島を中心とした | 海の生活誌 | 定價
送料 | 2.80
.14 |
| 12) 山口和雄著 | | 九十九里舊地曳網漁業 | 定價
送料 | 3.00
.14 |
| 13) 通藤松司著 | | 廣島三津漁民生活手記 | 近刊 | |
| 14) 内田武志著 | 静岡縣方言誌 | 分布調査第二輯
童幼語篇 | 定價
送料 | 2.30
.14 |
| 15) アチツク
ミューゼウム編 | | 復刻狩獵古記録二篇 | 近刊 | |
| 16) 吉田三郎著 | | 男鹿寒風山麓農民日録 | 近刊 | |
| 17) 知里眞志保著 | アイヌ民俗研究資料 | 第二輯 | 定價
送料 | .90
.10 |
| 18) 祝宮靜考註 | | 江州野洲川築漁業史資料 | 定價
送料 | 2.50
.14 |
| 19) 佐藤三治郎著 | | 北海道幌別漁村生活誌 | 近刊 | |
| 20) 澁澤敬三編著 | | 豆州内浦村漁民史料上巻 | 定價
送料 | 8.00
.22 |
| 21) 船遊亭扇橋著 | 復刻 | 奥のしをり | 近刊 | |
| 22) 丹田二郎著 | | 越後三面村布部郷土誌 | 近刊 | |
| 23) 宮本常一著 | | 河内國瀧畑左近熊太翁舊事談 | 近刊 | |

(アチツク ミューゼウム ノート)

- | | | | |
|-----|------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1) | アチツク
ミューゼウム編著 | 民具問答集 | 定價 2.50
送料 0.14 |
| 2) | 山口和雄著 | 明治前期を
中心とする 内房北部の漁業と漁村經濟 | 上下
二冊 定價各 .50
送料各 .03 |
| 3) | 櫻田勝徳共著
山口和雄 | 隱岐島前漁村探訪記 | 定價 1.50
送料 .14 |
| 4) | 櫻田勝徳著 | 隱岐島前
に於ける糸満漁夫の聞書 | 定價 .30
送料 .03 |
| 5) | 櫻田勝徳共著
山口和雄 | 英伊大
伊豆大 漁村探訪記 | 定價 .30
送料 .03 |
| 6) | 岩倉市郎著 | 喜界島生活誌調査要目 | 非賣品 |
| 7) | アチツク
ミューゼウム著 | 民具蒐集調査要目 | 非賣品 |
| 8) | 櫻田勝徳著 | 伊豆日報島
に於ける舊漁業聞書 | 定價 .50
送料 .03 |
| 9) | 櫻田勝徳著 | 土佐四萬十川の漁業と川舟
土佐漁村民俗雜記 | 定價 .50
送料 .03 |
| 10) | 伊豆川淺吉著 | 土佐鯉漁業聞書 | 定價 .50
送料 .03 |
| 11) | 藤木喜久磨著 | 新島探訪錄 | 定價 .80
送料 .03 |
| 12) | 高橋文太郎著 | 秋田マタギ資料 | 定價 1.30
送料 .06 |
| 13) | 金子總平編 | 上野原に會津
地方に於ける熊狩雜記 | 近刊 |
| 14) | アチツク
ミューゼウム編 | 北部多島海巡航備忘錄 | 近刊 |
| 15) | アチツク
ミューゼウム編 | 蔚山邑達里農村見聞錄雜纂 | 近刊 |

アチツク ミューゼウム編著 文獻索引 見本呈上

發賣元

丸善株式會社三田出張所

東京市芝區三田二丁目一番地
振替口座東京 11852 番
電話三田 (45) 1926・1927 番

